新規加入・変更のお手続き方法

新規で加入したい

団体損害保険

➡ 同封の加入申込票をご提出ください。ご記入、ご署名の際は記入例を必ずご確認ください。

自動車保険、火災保険（地震保険）、ペット保険

➡ FFBX保険SCのHPトップ→各商品→お手続き方法より見積依頼書を取り出してください。必要項目をご記入の上、メールまたはFAXにてご提出ください。

プランを変更したい／脱退したい

同封の加入申込票をご提出ください。ご記入、ご署名の際は記入例を必ずご確認ください。

前年同条件で継続の方

書類の提出は不要です。
ただし、商品の改定や年令によって保険料が変わる場合がありますので、商品の内容および重要事項説明書を必ずご確認ください。

お手続きの注意点

1．ご加入／ご継続にあたっての留意点

著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

2．募集締切後の加入・変更・脱退（解約）

ケガ保険・病気保険・賠償保険・携行品保険・ゴルファー保険
について、 募集締切（2020年2月7日）後の中途加入や口数変更は原則できません。

3．病気保険について

- ご継続加入の方は原因発生日（発病日）が2020年4月21日午後4時以前、あるいは入院開始日が2020年4月21日午後4時以前のお支払いについては、旧ご加入条件でのお支払いとなることがあります。
- 原因発生日（発病日）時点でのご加入のない場合は、お支払いの対象とならないことがあります。

- 「病気保険」では、疾病・症状一覧表（加入申込票記入例およびP51～52）のA欄に該当する方の新規加入はお引受できません。またB欄に該当する方の新規加入につきましては、その疾病と同一疾病群の疾病および医学上因果関係のある疾病はお支払いの対象にはなりません。
- 継続加入の場合、2020年4月21日始期以前のご契約において疾病・症状一覧表（加入申込票記入例およびP51～52）のA欄に該当する保険金支払歴のある疾病と同一疾病群の疾病および医学上因果関係のある疾病はお支払いの対象になりません。
- 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている方で、継続時に「健康状況告知書質問事項」に該当しない方は、再度「健康状況告知書質問事項」にご回答いただくことにより、該当の「特定の疾病群について保険金が支払われない条件」を削除して継続加入いただけます。但し、これまでに医師に悪性新生物（ガン※上皮内新生物を含む）と診断されたことがある場合は対象外です。（詳細はP49～50「健康状況告知書質問事項」をご確認ください。）

- 病気保険は年令によって保険料が変わりますので、必ずP7～8で保険料をご確認ください。

4．加入者証について

団体損害保険の加入者証は保険開始日にあわせて登録住所宛に送付いたします。
（お申込み・変更のお手続きをされた方は、必ず加入申込票控えを保管ください。）

5．パンフレットについて

重要な事項が記載されておりますので、必ず1年間保管ください。

新規加入・変更・脱退（解約）のお手続き方法

お申込みの際にはP3～4の商品一覧と
本パンフレット重要事項説明書（ご加入にあたっての留意点）を必ずご確認ください。

◎：団体募集期間のみ手続き可能　○：いつでも手続き可能　△：お電話／Eメール等で弊社まで連絡ください。

商品名			帳票サンプル	記入例	新規加入	内容変更	脱退（解約）	変更なし
団体損害保険	三井住友海上	ケガ保険	A3サイズ・横 「富士フイルムグループ団体損害保険加入申込票兼健康状況告知書」 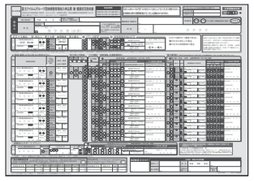	加入申込票と共に同封	◎ 「加入申込票兼健康状況告知書」を提出ください。			手続きは不要です。
		病気保険（オプション：先進医療・親介護）						
		賠償保険						
		携行品保険						
		ゴルファー保険						
自動車保険（三井住友海上・東京海上日動）			申込書・見積依頼書は同封されておりません。 FFBX保険SCホームページ→各商品（自動車・すまい・ペット）→お手続き方法より見積依頼書を取り出してご利用ください。	—	○ 見積依頼書（希望書）を提出ください。 ※正式な申込書は別途送付します。 ※自動車保険のみネット見積も可能	△ 弊社までご連絡ください。		
火災保険／地震保険（三井住友海上）								
ペット保険（アニコム）								

目　次

1　目次・お申込み手続きについて……P1～2
2　富士フイルムグループ団体保険　商品一覧……P3～4
3　商品説明
　団体損害保険　ケガ保険……P5～6
　　病気保険（オプション：先進医療・親介護）……P7～8
　　賠償保険……P9
　　携行品保険……P9
　　ゴルファー保険……P10
　　「団体損害保険Q＆A」……P11～12
　自動車保険……P13
　火災保険・地震保険……P14
　ペット保険……P15～16
　海外旅行保険「ネットde保険@とらべる」……P17
4　ご加入にあたっての留意点……P18～52
5　引受保険会社一覧……P53
6　事故時のご連絡先・お問い合わせ先・代理店・扱者……裏面

富士フイルムグループ団体保険　商品一覧

富士フイルムグループの退職者の皆さまとそのご家族さまだけがご加入いただける制度です。

保険種類			プラン	掲載ページ	保険料割引率等	引受(幹事)保険会社	保障(補償)対象地域	加入対象者(被保険者となれる方)	加入年令(保険始期日時点)	保険始期(契約日)	保険終期	保険料口座振替日
各種の損害に備える保険	団体損害保険	ケガ保険	1B、1C 2B、2C 3C	P5～6	43.3%	三井住友海上火災	国内外問わず	本人および家族	制限なし	2020年 4月21日 午後4時	2021年 4月21日 午後4時	2020年 6月23日 (第1回) 12月23日 (第2回) 〔半年払〕
		病気保険	8E、8I 8H、8F (オプション) S、K2	P7～8	37%		＊2	本人および家族 ＊3	0才～79才 親介護一時金 20才～89才			
		賠償保険	5F	P9	37%＊1		＊4	本　人 (家族＊5は自動対象)	制限なし			
		携行品保険	10F、10G	P9	37%＊1		国内外問わず	本　人 (ファミリータイプ有)	制限なし			
		ゴルファー保険	6E、6D 6A、6B	P10	37%＊1		＊6	本人および家族	制限なし			
			6F	P10	37%＊1		＊7	本　人	制限なし			
自動車の保険	自動車保険			P13	32.5%	三井住友海上火災 東京海上日動火災	国内のみ	本人および家族	制限なし	随時		保険始期月の 2ヵ月後 〔年一括払〕
住まいの保険	火災保険／地震保険			P14	10% (火災保険のみ)	三井住友海上火災	国内のみ	本人および家族	制限なし	随時		保険始期月の 2ヵ月後 〔年一括払〕
ペットの保険	ペット保険 どうぶつ健保			P15～16	月払約10%＊ 年払　3% ＊保険料の分割割増がかからないため	アニコム損保	国内のみ	本人および家族 (保険の対象犬・猫)	犬・猫 制限なし	随時		保険始期月の 2か月後より 〔月払または 年一括払〕
海外旅行保険 インターネット契約専用商品 (富士フイルムグループおすすめ商品)				P17	三井住友海上火災	ネットde保険 @とらべる		●短期間の旅行におすすめ ●当日出発前のお申込が可能 ●保険料割引率例　約46% OFF※1 リピーターの方はさらに保険料を5%割引※2 ※1　ハワイ7日間個人セットプラン（タイプA）の書面申込の三井住友海上「海外旅行保険」(2019年11月時点)との比較です。 ※2　一定の要件をみたされた方が対象です。 詳しくはP17をご欄ください。 ●始期日時点70才以上の方はご利用できません。書面でのお申込みとなります。詳しくは代理店・扱者までお問い合わせください。				

＊1　傷害死亡・後遺障害は43.3%
＊2　基本補償、親介護は国内外問わず、先進医療は国内で先進医療を受けた場合のみ対象
＊3　親介護一時金は基本補償の被保険者本人の親（姻族含む）
＊4　傷害死亡・後遺障害、日常生活賠償は国内外問わず（一部国内のみ補償(注)）、受託物賠償は国内で借りたもののみ対象
(注)詳細はP27をご参照ください。
＊5　賠償保険の対象となる家族とは本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者と別居の未婚の子
(詳細はP38の1.（1）をご参照ください。)
＊6　ゴルファー賠償責任補償・傷害補償・用品補償は国内外問わず、ホールインワン・アルバトロス費用補償は国内のみ補償
＊7　傷害死亡・後遺障害は国内外問わず、ホールインワン・アルバトロス費用補償は国内のみ補償

「注意」　この表示は各社保険商品の概要を示したものであり、参考情報として提供するものです。商品の詳細はパンフレット・契約概要等を必ずご確認ください。また、ご不明な点については代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

団体総合生活補償保険（標準型）＜天災危険補償特約付＞

ケガ保険

割引率 43.3%

補償内容 ケガによる入院・通院・手術・死亡・後遺障害を補償します。入院、通院ともに１日目から補償します。通院のみでもお支払いします。

被保険者ごとに、いずれかひとつのプラン１口に加入できます。（複数プランの加入はできません。）

このような場合に役立ちます！ 天災危険補償特約付きですので、地震や噴火、これらに起因する津波によるケガもお支払いができます。

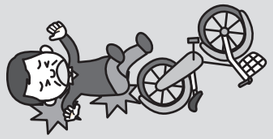

自転車で転んでケガをした。

交通事故でケガをした。

スキーで転んでケガをした。

地震でがれきの下敷きになりケガをした。

24 時間補償

被保険者になれる方：本人・そのご家族※（ご家族もお一人ずつお申込みが必要です。）
※家族の範囲は 11 ページ（Q１）をご確認ください。

下記は職種級別Ａ（事務従事者等）の保険料です。それ以外のご職業の場合にはＰ51～Ｐ52をご覧いただくか、代理店･扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

		１Ｂ	２Ｂ	１Ｃ	２Ｃ	３Ｃ
傷害入院保険金日額	ケガの日から180日以内 180日限度	4,000円	8,000円	5,000円	10,000円	15,000円
傷害通院保険金日額	ケガの日から180日以内 90日限度	2,000円	4,000円	3,500円	7,000円	7,000円
傷害手術保険金		入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の５倍				
傷害死亡・後遺障害保険金	ケガの日から180日以内	245万円	490万円	235万円	470万円	705万円
半年払保険料（年令にかかわらず）		4,400円	8,800円	6,240円	12,480円	14,980円

支払事例・１ スキーで転んで右腕を骨折。15 日間通院（含むギプス固定期間）した。

２Ｂプラン（傷害通院保険金日額 4,000 円）に加入の場合

傷害通院保険金日額		通院日数		お支払額
4,000円	×	15日	＝	**60,000円**

支払事例・２ 階段から転落し、ケガで７日間入院し、その後４日間通院した。

２Ｃプラン（傷害入院保険金日額 10,000 円、傷害通院保険金日額 7,000 円）に加入の場合

傷害入院保険金日額		入院日数		傷害通院保険金日額		通院日数		お支払額
（10,000円	×	7日間）	＋	（7,000円	×	4日）	＝	**98,000円**

Pickup! ＼自転車に乗る方必見！／

自転車事故リスクへの備え

＼自転車を運転する際のリスクは２種類！それぞれ備えが必要です。

被害者への賠償リスクへの備え
賠償保険
５Ｆプラン
（９ページ）

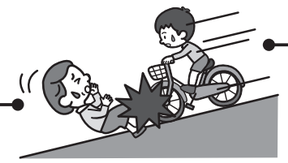

自身のケガリスクへの備え
ケガ保険
１Ｂ～３Ｃ　全５プラン
（５ページ）

＼自転車条例の制定をご存知ですか？

自転車による加害事故では、高額の賠償金を支払わなければならない場合もあります。
このような問題を踏まえ、地域によって**自転車条例**が制定され始めました。
自転車に乗る方は、**賠償責任保険へ加入**し、しっかり準備していく必要があります。

制定されている都道府県（一部）			
	滋賀県	埼玉県	鹿児島県
	大阪府	兵庫県	京都府

2019年10月～ 静岡県
2019年10月～ 神奈川県
自転車の賠償責任保険加入が義務化！

＼賠償リスクへの備えは大切です！

自転車による加害事故　**9,521** 万円の賠償判決

判決事例	男子小学生（11 才）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62 才）と正面衝突。 女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 （神戸地方裁判所　平成 25 年７月４日判決） 一般社団法人　日本損害保険協会「知っていますか？自転車の事故」より

賠償保険（５Ｆ）への加入で

１億円まで補償！ さらに 示談交渉サービス付

日本国内で発生した賠償事故については、被保険者のお申し出により三井住友海上が示談交渉をお引受します。

➤ 賠償保険（５Ｆプラン）の保険金額、保険料は９ページをご覧ください。

ご注意点

ケガとは	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
通院認定について	柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
傷害死亡保険金受取人	傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。
みなし通院について	通院されない場合で、骨折、脱臼、靱（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。 ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニープレース等は含まれません。）をいいます。 また、補償範囲は次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）を固定する場合に限ります。 ①長管骨(注)または脊柱　②長管骨(注)に接続する上肢または下肢の３大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし長管骨(注)を含めギプス等の固定具を装着した場合に限ります。③肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。 (注)上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

病気保険　基本補償

割引率 37%

補償内容　病気による入院・手術・退院後の通院＊等を補償します。＊８Ｅ、８Ｉ、８Ｈプランのみ

被保険者ごとに、いずれかひとつのプランに加入できます。（複数プランの加入はできません。）

被保険者になれる方：本人・そのご家族※（ご家族もお一人ずつお申込みが必要です。）
※家族の範囲は 11 ページ（Q１）をご確認ください。

※下表は１口ご加入の場合の保険金額です。２口ご加入の場合は、※の保険金を除き、保険金額が２倍となります。

加入限度口数　２口	８Ｅ	８Ｉ	８Ｈ	８Ｆ
疾病入院保険金日額 病気で入院した日から1,095日以内 1,095日限度	5,000 円	5,000 円	3,000 円	3,000 円
疾病手術保険金	入院中の手術：疾病入院保険金日額の20倍 入院中以外の手術：疾病入院保険金日額の 5 倍			
疾病手術費用保険金	100 万円限度 ※２口お申込みの場合も 100 万円限度			
疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍			
疾病入院時一時金	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円
疾病長期入院時保険金	10 万円（入院 90 日ごと） ※２口お申込みの場合も 10 万円			
疾病退院時一時金	5 万円	－	－	－
疾病通院保険金日額 退院した日の翌日から180日以内 30日限度	3,000 円	3,000 円	3,000 円	－
葬祭費用保険金額	150 万円	－	－	－

半年払保険料

プラン		８Ｅ		８Ｉ		８Ｈ		８Ｆ	
加入口数		１口	２口	１口	２口	１口	２口	１口	２口
NEW 引受年令拡大 1 才⇒0 才（生後 15 日） 2020.4.21 時点の年令 【年令別】半年払保険料	０～４才	4,640円	9,110円	3,760円	7,350円	2,680円	5,190円	2,590円	5,010円
	５～９才	3,080円	5,980円	2,910円	5,640円	2,090円	4,000円	2,020円	3,860円
	10～14才	1,730円	3,270円	1,590円	2,990円	1,200円	2,210円	1,160円	2,130円
	15～19才	1,920円	3,590円	1,650円	3,050円	1,230円	2,210円	1,190円	2,130円
	20～24才	2,960円	5,540円	2,610円	4,840円	1,920円	3,460円	1,860円	3,340円
	25～29才	4,450円	8,170円	4,060円	7,390円	3,000円	5,270円	2,910円	5,090円
	30～34才	5,870円	10,770円	5,330円	9,690円	3,940円	6,910円	3,810円	6,650円
	35～39才	6,430円	11,730円	5,720円	10,310円	4,280円	7,430円	4,100円	7,070円
	40～44才	6,930円	12,700円	5,830円	10,500円	4,370円	7,580円	4,120円	7,080円
	45～49才	9,110円	16,860円	7,330円	13,300円	5,440円	9,520円	5,030円	8,700円
	50～54才	12,940円	23,900円	10,090円	18,200円	7,520円	13,060円	6,850円	11,720円
	55～59才	18,970円	34,710円	14,660円	26,090円	10,960円	18,690円	10,070円	16,910円
	60～64才	29,440円	53,250円	22,440円	39,250円	16,930円	28,230円	15,670円	25,710円
	65～69才	45,580円	83,030円	34,150円	60,170円	25,500円	42,870円	23,660円	39,190円
	70～74才	68,180円	124,980円	50,010円	88,640円	37,150円	62,920円	33,990円	56,600円
	75～79才	106,930円	199,360円	76,190円	137,880円	55,000円	95,500円	50,190円	85,880円

ご注意点

疾病手術費用保険金	手術日以降の入院中の治療実費をお支払いします。ただし公的医療保険制度等による給付や、加害者からの損害賠償金は除かれます。
疾病退院時一時金	疾病入院の状態が 14 日以上継続した後に生存して退院された場合、または疾病入院の状態が 365 日を超えた場合にお支払いします。
告知に該当する場合のお引受について	「病気保険」では、疾病・症状一覧表（加入申込票記入例および P51 ～ 52）の A 欄に該当する方の新規加入はお引受できません。また B 欄に該当する方の新規加入につきましては、その疾病と同一疾病群の疾病および医学上因果関係のある疾病はお支払いの対象外です。

●「特定の疾病・症候群について保険金をお支払いしない条件付でご加入されている方」は、P49 を必ずご確認ください。

病気保険　オプション

病気保険の基本補償にご加入の方のみのオプションです。

ご加入対象	申込書	記入例ページ	留意点ページ
本人および家族	P２参照	別紙	P20～P26

＋先進医療費用保険金

被保険者になれる方：本人・そのご家族　病気保険（基本補償）ご加入の方お一人ずつのお申込みが必要です。

加入限度口数　１口	S
先進医療費用保険金	1,000 万円
半年払保険料	280 円

＋親介護一時金

特約被保険者になれる方：基本補償の被保険者本人＊の親（姻族含む）

＊下表は１口ご加入の場合の保険金額・保険料です。

加入限度口数　３口	Ｋ２
特約区分	１ 一時金
親介護一時金 フランチャイズ期間：30 日	100 万円

NEW 引受年令拡大 84 才⇒ 89 才 2020.4.21 時点の特約被保険者の年令 【親の年令別】半年払保険料	
20～24才	40円
25～29才	40円
30～34才	40円
35～39才	40円
40～44才	40円
45～49才	80円
50～54才	190円
55～59才	440円
60～64才	1,000円
65～69才	2,360円
70～74才	5,340円
75～79才	11,890円
80～84才	30,760円
85～89才	62,110円

先進医療費用保険金

ケガや病気のため、国内で先進医療を受けた場合に負担する費用を実費で補償します。（治療費に加え、交通費・宿泊費も補償）

【先進医療の例】

最先端の医療　先進医療
先進医療にかかわる費用は全額自己負担です。

多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術	約 656 万円
陽子線治療	約 272 万円

平成 31 年１月 10 日厚生労働省「第 71 回先進医療会議」資料の「平成 30 年度先進医療技術の実績報告」より

先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページをご確認ください。

親介護一時金

介護のため一時的に必要となる費用（介護用品・住宅リフォーム費用等）に充当することを目的とした特約です。

【リフォーム費用の例】

トイレの改修	30 万円
玄関・階段の手すり	10 万円
浴室の改修	30 万円

公的介護保険給付 18 万円（20 万円×９割）
支給限度額超過分 50 万円
住宅改修費支給限度額 20 万円
自己負担１割分 2 万円
改修工事　総額 70 万円

⇒自己負担総額 52 万円

現状の公的介護制度では足りないケースも多々あります。

団体総合生活補償保険（標準型）
日常生活賠償特約・受託物賠償責任補償特約・携行品損害補償特約

賠償保険・携行品保険

割引率 37%
傷害死亡・後遺障害は 43.3%

ご加入対象	申込書	記入例ページ	留意点ページ
本人＊	P 2 参照	別紙	P27～P29

＊賠償：家族は自動対象　携行品：家族型あり

賠償保険

補償内容　第三者の身体・財物に損害を与え、法律上の賠償責任が生じた場合に補償します。

被保険者になれる方：本人のみ
※本人１名のご加入でご家族全員が補償対象となります。

	5F
日常生活賠償保険金 示談交渉サービス付	1 億円
受託物賠償責任保険金 免責金額：5,000 円	10 万円
傷害死亡・後遺障害保険金 ケガの日から180日以内 ※本人のみ対象	100 万円
半年払保険料	1,000 円

本人１名のご加入で自動的にご家族※全員を補償！
死亡・後遺障害保険金：本人のみが補償対象
※家族の範囲は 11 ページ＜Ｑ３＞をご確認ください。

このような場合に役立ちます！

自転車リスクに備えて！

自転車に乗っていて人にぶつかり、ケガをさせてしまった。

他人から借りたビデオカメラを過って壊してしまった。

洗濯機の水を過って溢れさせ、階下の他人の家具を汚してしまった。

デパートの高額商品を過って壊してしまった。

ご注意点

対象地域	「日常生活賠償」「傷害死亡・後遺障害」は国内外補償（日常生活賠償は一部国内のみ補償(注)）、「受託物賠償」は国内で借りたもののみ補償します。なお、示談交渉サービスは国内のみ対象となります。（注）詳細はＰ 27 をご参照ください。
日常生活賠償でお支払対象となる事故	社員本人が日常お住まいの住居の所有、使用または管理に起因する偶然な事故（別荘等での事故は対象外です。単身赴任の場合は、単身赴任先とご自宅の両方が対象となります。）、または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故が対象です。（仕事上の損害賠償責任は対象外です）
天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による死亡・後遺障害はお支払いの対象外です。

携行品保険

補償内容　外出先での携行品に生じた破損・盗難等の損害を補償します。

いずれかひとつのプランに加入できます。（複数プランの加入はできません。）

被保険者になれる方：本人のみ

	10 F	10 G
補償対象者	本人	本人・ご家族※
携行品損害保険金 免責金額：3,000 円	30 万円	30 万円
傷害死亡・後遺障害保険金 ケガの日から180日以内	50 万円	50 万円
半年払保険料	890 円	1,720 円

※家族の範囲は 11 ページ＜Ｑ３＞をご確認ください。

携行品に生じた破損・盗難等の損害を国内外問わず補償！

このような場合に役立ちます！

自分のカメラを落としてしまい、壊してしまった。

旅行中に持っていたカバンを盗まれてしまった。
（盗難の場合は警察への届出が必要となります。）

ご注意点

携行品とは	住宅（敷地を含む。）外において携行している被保険者所有の身の回り品となります。お支払対象となる主な携行品、お支払対象外となる携行品について必ずＰ 29、Ｐ 35 をご参照ください。
天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による死亡・後遺障害はお支払いの対象外です。
修理不能の場合	修理できない場合、または修理代が再調達価額を超えた場合は、再調達価額がお支払限度となります。
免責金額	免責金額（自己負担額）は１回の事故につき 3,000 円となります。
支払限度額	損害額は１個、1 組または１対のものに対して 10 万円が限度となり、保険期間通算で 30 万円が限度となります。通貨または乗車券等、小切手については１回の事故につき５万円が限度となります。

６Ｆ：団体総合生活補償保険（標準型）、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
６Ｆ以外：団体総合生活補償保険、ゴルファー賠償責任保険特約
ゴルファー傷害補償特約、ゴルフ用品補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

ゴルファー保険

割引率 37%

ご加入対象		申込書	記入例ページ	留意点ページ
6E、6D、6A、6B	6 F	P 2 参照	別紙	P30～P34
本人および家族	本人			

※６Ｆ以外：傷害死亡・後遺障害、傷害入院、傷害通院、傷害手術　６Ｆ：傷害死亡・後遺障害は 43.3%

ゴルファー保険

NEW
- ６E、6A プランのゴルファー賠償責任保険金が拡大！
- 傷害手術保険金が補償されるようになりました（６F 以外）

補償内容　ゴルフプレー中のさまざまな事故やホールインワン・アルバトロス達成時の諸費用を補償します。

このような場合に役立ちます！

プレー中にキャディーの指示によらず打ったため、第三者に損害を与えてしまった。

ゴルフプレー中にケガをしてしまった。（＊）

ゴルフ場等でゴルフ用品に損害を被ってしまった。（＊）

国内でホールインワンまたはアルバトロスを達成した。（＊）

（＊）ゴルフ場やゴルフ練習場でのプレー中に限ります。

被保険者ごとに、いずれかひとつのプランに加入できます。（複数プランの加入はできません。）

被保険者になれる方：６Ｆ⇒本人のみ　６Ｆ以外⇒本人・そのご家族　（ご家族もお一人ずつお申込みが必要です。）

	6F	6E	6D	6A	6B
ゴルファー賠償責任保険金	―	2 億円	1 億円	1 億円	5,000 万円
傷害死亡・後遺障害保険金 ケガの日から180日以内	50 万円	1,000 万円	980 万円	530 万円	330 万円
傷害入院保険金日額 ケガの日から180日以内 180日限度	―	15,000 円	14,700 円	7,950 円	4,950 円
傷害通院保険金日額 ケガの日から180日以内 90日限度	―	10,000 円	9,800 円	5,300 円	3,300 円
傷害手術保険金	―	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の５倍			
ゴルフ用品保険金	―	54 万円	40 万円	27 万円	12 万円
ホールインワン・アルバトロス費用保険金	70 万円	100 万円	50 万円	35 万円	20 万円
半年払保険料	3,060 円	6,380 円	4,030 円	2,690 円	1,560 円

ご注意点

傷害保険金	６E、６D、６A、６B：ゴルフ中のケガのみ補償対象となります。 ６F：傷害死亡･後遺障害は24時間（ゴルフ中以外も）補償となります。入院、通院、手術の補償はありません。
ホールインワン・アルバトロス達成地域	「ホールインワン・アルバトロス費用補償」は日本国内で達成された場合に限ります。
天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による死亡・後遺障害はお支払いの対象外です。

【補償の重複について】

賠償保険、ケガ保険、携行品保険とゴルファー保険では、補償の一部が重複する場合があります。
下記の比較表を参考に、加入セットをお選びください。
また、自動車保険や火災保険の賠償特約をセットされている場合、補償が重複しますので、ご注意ください。（補償が重複した場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。）

保険種類	地域 国内	地域 海外	特徴	保険金の種類	地域 国内	地域 海外	特徴
賠償保険	○	△	日常生活（ゴルフ中含む）において損害賠償責任を負った場合	ゴルファー賠償責任補償	○	○	**ゴルフの練習、競技または指導中**の事故により損害賠償責任を負った場合
ケガ保険	○	○	日常生活（ゴルフ中を含む）のケガによる死亡･後遺障害、入院、手術、通院を補償	ゴルファー傷害補償	○	○	**ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でのゴルフの練習、競技または指導中**のケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償
携行品保険	○	○	日常生活において発生した盗難・破損・火災などにより携行品（ゴルフ用品含む）に損害が生じた場合	ゴルファー用品補償	○	○	**ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でゴルフ用品**の盗難・**ゴルフクラブ**の破損・曲損が生じた場合
ホールインワン・アルバトロス費用（６F）	○	×	国内で達成したホールインワンまたはアルバトロスの達成祝賀会費用などを補償	ホールインワン・アルバトロス費用（6E、6D、6A、6B）	○	×	国内で達成したホールインワンまたはアルバトロスの達成祝賀会費用などを補償

●詳細は P27 ～ 34 をご覧ください。

団体損害保険 Q & A

皆さんからよくある疑問・質問をまとめました！

加入の可否

＜Q1＞ ケガ保険、病気保険、ゴルファー保険（6E・6D・6A・6B）において家族はどこまで被保険者になれますか？

A1 被保険者になれる家族は、配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族です。（図1）

図1（例）

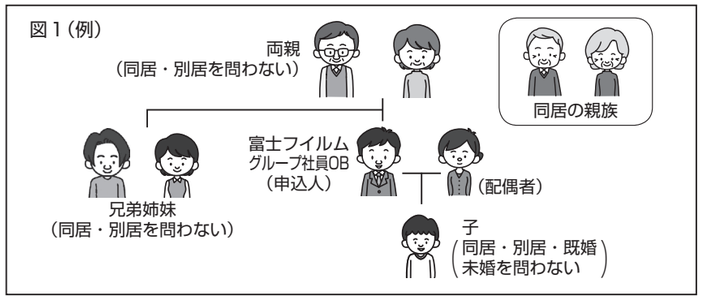

＜Q2＞ 子どもが結婚しましたが、引続き加入できますか？

A2 加入できます。結婚によって姓が変わっている場合は、加入申込票に打ち出してある旧姓を訂正（カタカナ記入）し、訂正署名のうえ、提出してください。

＜Q3＞ 賠償保険、携行品保険の 10G プランで補償される家族の範囲はどこまでですか？

A3 本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者の別居の未婚の子が補償対象となります。なお、賠償保険の傷害死亡・後遺障害保険金は被保険者本人のみが補償対象となります。

健康状況告知

＜Q4＞ 健康状況告知の回答に「はい」となる項目が１つでもあると、新規加入、補償の増額・追加はできないのですか？

A4 「はい」となる項目があった場合でも、内容によっては新規加入、補償の増額・追加が可能です。
詳細については、P48 もしくはパンフレット裏面に記載の取扱代理店までお問い合わせください。
＊ご加入をお引受けした場合でも、加入時以前に発病していた病気等を原因とする保険金請求については補償対象外となったり、増額前の加入内容でのお支払いとなる場合があります。
なお、『賠償保険・携行品保険・ゴルファー保険・ケガ保険』は告知の必要はありません。

＜Q5＞ 一度補償を解約すると、再加入はできないのですか？

A5 再加入時に健康状況告知へご回答いただき、その内容をもとにお引受可否を判断させていただきます。
＊再加入の補償は「新規加入」の取扱いとなり、新規加入日以前に発病していた病気等を原因とする保険金請求については補償対象外となる場合があります。
なお、『賠償保険・携行品保険・ゴルファー保険・ケガ保険』は告知の必要はなく、再加入は可能です。

＜Q6＞ 現在、特定の疾病・症状群について保険金が支払われない条件で加入していますが、過去の病気は完治し、かなりの年数が経過しています。補償してもらえないのでしょうか？

A6 継続時に「健康状況告知書質問事項」に該当しない方は、再度「健康状況告知書質問事項」にご回答いただくことにより、該当の「特定の疾病群について保険金が支払われない条件」を削除して継続加入いただけます。但し、これまでに医師に悪性新生物（がん※上皮内新生物を含む）と診断されたことがある場合は対象外です。

訂正・変更

＜Q7＞ 保険期間の途中で補償の追加、変更や解約はできますか？

A7 下記以外の口数の変更、プランの追加・脱退・変更などは受付をしておりません。
これまで同様、一斉募集期間にお手続きいただきますようお願いいたします。
＜新規加入＞これまで、団体損害保険のいずれの補償にも加入していない社員 OB が新規加入すること。
例：社員 OB 本人が初めて団体損害保険に加入する場合
＜被保険者の追加＞これまで、団体損害保険のいずれの補償にも加入していない被保険者が加入すること。
例：社員 OB 本人は加入済み、お子さまが初めて団体損害保険に加入する場合
＜全部脱退＞これまで、団体損害保険加入している社員 OB がすべての補償から脱退すること。保険年度内に再加入は出来ません。
＜被保険者の脱退＞これまで、団体損害保険加入している被保険者がすべての補償から脱退すること。
【お手続ができない内容の例】
例：ケガ保険に加入している方が、病気保険を追加で加入したい場合（プランの追加）
例：ケガ保険と病気保険に加入している方が、ケガ保険のみを脱退したい場合（プランの脱退）
例：ケガ保険のプラン 1A に加入しているが、2B に変更したい場合（プランの変更）

補償内容

＜Q8＞ 「ケガ」とはどういうものをいうのでしょうか？

A8 ケガとは「急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害」をいいます。
たとえば、パソコン入力作業に伴う腱鞘炎、騒音の中での労働に伴う難聴、ゴルフ・テニスなどのスポーツを繰り返し行うことに伴う疲労骨折、関節炎、靴ずれ、しもやけ、加齢による関節症・ヘルニアなどは上記要素を満たさないため、ケガではなく、疾病扱いとなります。詳しくは P35 ～ 37 の＜用語のご説明＞をご覧ください。

＜Q9＞ 帝王切開をして出産をしたのですが補償の対象となりますか？

A9 公的医療保険の対象となる場合は、「病気保険」の対象となります。

＜Q10＞ 病気の「発病日」はどのように考えるのでしょうか？

A10 病名を確定診断された日ではなく、入院・手術・先進医療による治療・自宅療養などの原因となった病気（「医学上因果関係がある病気」も含みます）を実際に医師が診察した日（＝初診日）となります。健康診断や人間ドックでの異常指摘を契機として治療を開始した場合は、判定結果とその後の治療の一連性を確認したうえで、健康診断や人間ドックの受診日を発病日とすることがあります。

＜Q11＞ 内視鏡による大腸ポリープの切除術をしました。入院はしていませんが、対象となりますか？

A11 病気手術の場合は入院していなくても対象となります。ただし、検査目的（生検）であれば対象となりません。

＜Q12＞ 胃ガンで入院・手術し、その後自宅療養していましたが、１年後に再発し、再入院することとなりました。補償されますか？

A12 入院の退院日の翌日からその日を含めて 180 日を超えているため、「１回の入院」にあたりません。よって、再発が判明した日（発病日）時点のご加入内容に基づき、保険金をお支払いします。
なお、胃ガンの入院・手術で保険金をお支払いしている場合は、翌年から、胃ガンが属する疾病コードの疾病・症状（A・B欄すべて）およびそれらと医学的因果関係がある疾病・症状についてはお支払いしない条件でお引受します。加入者証をご確認いただき、詳細については、富士フイルムビジネスエキスパートまでお問い合わせください。

＜Q13＞ 「病気保険」で精神的な病気も補償されますか？

A13 『病気保険』（葬祭費用保険金を除く）は、「特定精神障害補償特約」がセットされているため、所定の範囲の精神障害は補償対象です。
詳細については、P20 ～ 25 の「保険金をお支払いしない主な場合」をご覧ください。

＜Q14＞ 『携行品保険 10G』に加入。配偶者の所有物を携行中に壊してしまいましたが、対象になりますか？

A14 被保険者本人の所有物でないため補償対象になりません。同様に「他人から借りたもの」なども被保険者の所有物でないため、補償対象になりません。

＜Q15＞ 携行品保険でスマートフォンや携帯音楽プレーヤー、タブレットの破損は補償されますか？

A15 スマートフォン：対象外（携帯式通信機器にあたるため）
携帯音楽プレーヤー：対象（音楽機器にあたるため）
タブレット：対象外（携帯式電子事務機器にあたるため）

＜Q16＞ 『ゴルファー保険 6E』に加入。プレー中にゴルフクラブが折れてしまったのですが、補償されますか？

A16 はい、補償対象です。ただし、ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損は補償対象外となります。

その他

＜Q17＞ 団体損害保険は年末調整の保険料控除の対象になりますか？

A17 『病気保険』（葬祭費用保険金は除きます）が生命保険料控除の対象です。

＜Q18＞ 保険は４月 21 日（午後４時）開始ですが、保険料の振替はいつからですか？

A18 第一回目が６月 23 日で、第二回目が 12 月 23 日です。

自動車保険

随時募集

割引率 32.5%

ご加入対象	申込み
本人および家族	随時

「富士フイルムグループ団体扱自動車保険」のメリット

●大口団体割引 32.5%適用！

他社からの切替の場合、無事故割引（ノンフリート等級割引）も継続できます！
大口団体割引に加えて、保険料の一括払で、さらに５%の割引を適用
大口団体割引は、富士フイルムグループ全体のお引受実績に応じて毎年３月１日に見直されます。
上記団体割引 32.5% は保険期間の始期日が 2019 年３月１日～ 2020 年２月 29 日および 2020 年３月１日～ 2021 年２月 28 日までの契約に適用されます。

保険料例

ベテランドライバー富山さん（65才）の場合

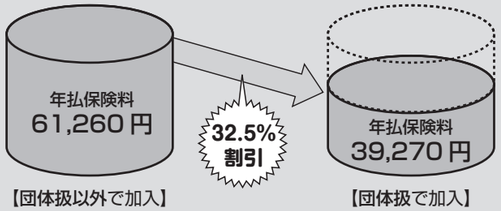

年間 21,990 円保険料を節約！

等級：20等級　運転免許証の色：ゴールド
運転者年令条件：35才以上補償
長期優良割引：適用　ゴールド免許割引：適用

＜見積もり条件＞三井住友海上　GK クルマの保険（家庭用）
保険期間：令和２年３月１日から１年間　車名：デミオ（DJLFS）料率クラス：車両６／対人・自損７／対物７／傷害７、使用目的：通勤・通学、車両保険金額：135 万円（一般車両保険：免責５－10 万円）、ロードサービス費用特約、全損時諸費用特約、車両無過失事故特約、対人賠償保険：無制限、対物賠償保険：無制限（対物超過修理費用特約）、人身傷害 5,000 万円、搭乗者傷害（傷害一時金（１万円・10 万円））、レンタカー日額 5,000 円、被害者救済費特約

記名被保険者になれる方

ご家族がお持ちのおクルマも割引適用になります！

【本　人】

【配偶者】

扶養の有無は問いません。
【同居の親族】
＊お子様、配偶者のご両親等

【別居の扶養親族】
＊離れて暮らすお子様等

団体扱自動車保険をご契約いただくには、保険契約者・記名被保険者・ご契約のお車の所有者のいずれもが以下の方であることが条件となります。
保険契約者：富士フイルムホールディングス株式会社およびグループ会社を退職された方
記名被保険者：保険契約者ご本人、保険契約者の配偶者、「保険契約者またはその配偶者」の同居の親族、「保険契約者またはその配偶者」の別居の扶養親族のうちいずれかの方
お車の所有者：保険契約者ご本人、保険契約者の配偶者、「保険契約者またはその配偶者」の同居の親族、「保険契約者またはその配偶者」の別居の扶養親族のうちいずれかの方
保険期間の中途で、保険契約者・記名被保険者・お車の所有者のいずれかが上記の条件に合致しなくなった場合には、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。次のお手続きをお願いすることがあります。
●未払込保険料を一括してお支払いいただく。
●ご契約の期間が１年超の場合は、次回の始期日応当日（保険開始日から１年ごとの日。）から一般の契約方式に変更いただく。

お見積り方法

方法①　インターネットでのお見積り
右の QR コードを読み込み、富士フイルムビジネスエキスパートの HP にアクセスし、「自動車保険料　試算サービス」をご利用ください。
試算後、『加入・お見積りのご相談へ』を押してデータ送信を行ってください。また、他の代理店、損害保険会社から契約を切替される場合は、「新規契約手続きシステム」にて Web 上でご自身で申し込み手続きを完結させることも可能です。
QR コードの読み込みができない場合は、検索サイトで「FFBX　自動車保険」と検索してください。

方法②　見積依頼書でのお見積り
FFBX 保険 SC の HP にアクセス頂き、「団体扱自動車保険 32.5% 割引」のバナーをクリックし、見積依頼書を取り出してご使用ください。ご記入後メールまたは FAX にて FFBX へお送りください。

Pickup! ドライブレコーダー付保険とは

事故の際に衝撃を検知し、保険会社へ自動通報！保険会社専用ドライブレーダーでさらなる安心をお届けします。
特約(※)をお付けいただくと、保険会社から専用のドライブレコーダーをお送りします。（ドライブレコーダーは保険会社からの貸与品となります。）
一定の衝撃を検知すると、ドライブレコーダーに搭載した通信機能で保険会社へ自動通報します。
また、録画されたデータは本体から直接保険会社へ送信ができ、保険金のお支払い時に役立ちます！
※三井住友海上　GK クルマの保険の場合：ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約
東京海上日動　トータルアシスト自動車保険（総合自動車保険）の場合：事故発生の通知等に関する特約

☆本ページは団体扱自動車保険「GK クルマの保険（家庭用）」の特徴を説明したものです。詳細は各社 HP、商品パンフレットをご覧ください。

＜募集文書番号＞19－T04650　＜作成年月＞2019年11月

火災保険・地震保険

随時募集

割引率 10%

ご加入対象	申込み
本人および家族	随時

「富士フイルムグループ団体扱火災保険」のメリット

●大口団体割引 10%適用！

さらに団体扱一括払の場合、団体扱以外の場合の一時払保険料と比べて５%割安です（ただし、地震保険には適用されません。）
大口団体割引は、富士フイルムグループ全体の火災保険のお引受実績によって毎年 10 月１日に見直されます。
お引受できる保険期間は１年～５年です。

保険料例

神奈川県にお住まいの富川さん宅の場合

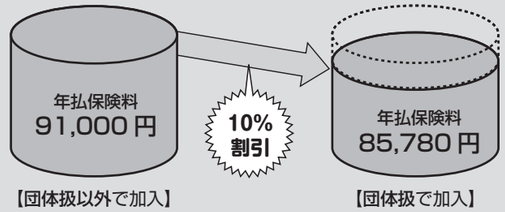

５年間で保険料 26,100 円節約！

保険の対象：建物・家財
構造級別：Ｔ構造（耐火）
建物形態：一戸建の一棟全体

＜見積もり条件＞三井住友海上　GK すまいの保険
保険期間：令和２年３月１日から５年間　建築年月：平成３年９月
所在地：神奈川県　住宅物件　専有延面積：130.00㎡　契約プラン：フルサポートプラン（①火災、落雷、破裂・爆発②風災、雹災、雪災③水ぬれ④盗難⑤水災⑥破損、汚損等）建物保険金額：3,000 万円（地震 1,500 万円）　家財保険金額：1,200 万円（地震 600 万円）　特約：事故時諸費用特約（損害保険金の 20%･300 万円限度）、地震火災費用特約（保険金額の５%・300 万円限度）、類焼損害・失火見舞費用特約、暮らしのＱＱ隊　地震保険建築年割引：適用

FFBX 保険 SC の HP にアクセス頂き、すまいの保険⇒お手続き方法より見積依頼書をダウンロードし、必要事項をご記入の上メールまたは FAX にて FFBX へお送りください。

契約者・記名被保険者になれる方

団体火災保険「GK すまいの保険」をご契約いただけるのは、保険契約者・記名被保険者が、それぞれ以下に該当する場合となります。
保険契約者：富士フイルムホールディングス株式会社およびグループ会社を退職された方
記名被保険者：保険始期日時点において、次のいずれかに該当する方
①保険契約者ご本人　②保険契約者の配偶者　③保険契約者またはその配偶者の同居の親族
④保険契約者またはその配偶者の別居の扶養親族
ただし、次の場合に限り、「⑤保険契約者またはその配偶者の別居の非扶養親族」を記名被保険者とすることができます。
• ①～④の方が、⑤の方と共有する物件を保険の対象とする場合
• ①～④の方が使用し、⑤の方が所有する物件を保険の対象とする場合
保険期間の中途で、保険契約者・記名被保険者のいずれかが上記の条件に合致しなくなった場合には、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。次のお手続きをお願いすることがあります。
●未払込保険料を一括してお支払いいただく。
●ご契約の期間が２年以上の場合は、次回の始期日応当日（保険開始日から１年ごとの日。）から一般の契約方式に変更いただく。

Pickup! 自然災害への備え

水災への備え

建物・家財は…水災補償（火災保険）
集中豪雨や台風によって、床上浸水し、建物や家財に損害があった場合は、「風災・雹災・雪災」や「水ぬれ」の補償ではお支払いができません。
近年増加している集中豪雨、台風に備えてご自宅の火災保険で水災が補償されるか今一度ご確認ください。
もし、水災が補償対象となっていない場合は、是非この機会にご検討ください。

近年の風水災等による保険金支払（火災保険・新種保険）		
平成30年台風21号	大阪・京都・兵庫等	9,363 億円
平成30年台風24号	東京・神奈川・静岡等	2,946 億円
平成30年７月豪雨	岡山・広島・愛媛等	1,673 億円
平成27年台風15号	全国	1,561 億円

地震への備え

建物・家財は…地震保険

【地震による損壊】

【地震に起因した火災】

【地震に起因した津波】

これらは火災保険では補償されません！
（地震火災費用保険金はお支払いの対象となる場合があります。）
火災保険と地震保険はセットでご契約いただくことをおすすめします！

近年の地震による保険金支払（地震保険）	
平成23年東北地方太平洋沖地震	1 兆 2,833 億円
平成28年熊本地震	3,859 億円
平成30年大阪府北部を震源とする地震	1,072 億円
平成30年北海道胆振東部地震	387 億円

出典：日本損害保険協会ＨＰより「自然災害での支払額」

☆本ページは団体扱火災保険「GK すまいの保険（すまいの火災保険）」の特徴を説明したものです。詳細は各社 HP、商品パンフレットをご覧ください。

B19-900477

アニコム損保のペット保険
どうぶつ健保

ペット保険

ご加入対象	退職後継続	申込み
※4 本人および家族（対象：犬・猫）	○	随時

ペット保険団体扱のご案内

一般契約に比べて団体扱契約なら

年払 3% 月払 約10%* 割安です！

＊保険料の分割割増がかからないため

アニコム損保のペット保険
どうぶつ健保

10年連続！ ペット保険シェアNO.1

シェアは各社の2009～2018年契約件数から算出しています。
(株)富士経済発行「ペット関連市場マーケティング総覧」調査

アニコムのペット保険はすべての年齢のワンちゃんネコちゃんに加入いただけるようになりました。

＼愛犬・愛猫の写真入り！／

ご契約後に「どうぶつ健康保険証」をお届け！

※「どうぶつ健康保険証」は「どうぶつ健保ふぁみりぃ」「どうぶつ健保しにあ」にご契約いただいた方のみ発行します。

既にアニコム損保のペット保険にご契約いただいている方も
現在のご契約の満期時に団体扱に切替えることができます。

アニコム損保のペット保険「どうぶつ健保」は、大切な家族（ペット）を病気にさせない保険を目指しています！

ペット保険ってどうして必要なの？

早期発見・早期治療につながります！

人間にとっての1年は寿命の短いどうぶつでは、4年にも匹敵するといわれています。病院へ行くのが1日遅れると、どうぶつの症状はかなり悪化してしまうものです。ペット保険を利用すれば、費用の高い高度医療を選択しやすくなり、治療法の選択肢も広がります。

どんなプランがあるの？

年齢・ニーズに応じたプランをご用意しています！

朗報

8歳～何歳でも加入できる新プラン*登場！

アニコム損保のペット保険 どうぶつ健保 しにあ
年齢で加入をあきらめていたワンちゃん・ネコちゃんでも契約可！いざという時のための入院・手術を補償！

7歳11ヶ月までのワンちゃん・ネコちゃんはこちら

アニコム損保のペット保険 どうぶつ健保 ふぁみりぃ
日々の通院から入院・手術まであんしんのガッチリ充実補償！

アニコム損保のペット保険 どうぶつ健保 ぷち
いざという時のための入院・手術のみ補償！

*原則、健康体であることが条件です。

すべてのプランが、原則 ご継続は終身ＯＫ！

どんなサービスがあるの？

予防 無料 年1回

腸内フローラ測定ができる！
保険業界初※の「病気の予防に役立つサービス」があります。
※2018年7月時点。アニコム損保調べ。

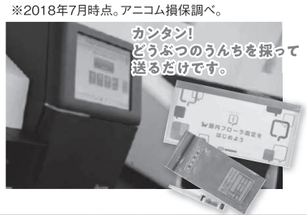

迷子 無料 ※3日間の捜索料金と出張料が無料です。

ペット探偵による
迷子捜索サービスがあるから、もしものときも安心です！

相談 無料

獣医師さんや専門家の存在が身近に！
LINEやお電話・Webで相談できます。

どうぶつホットライン
日々のちょっとしたお悩みごとはLINEで気軽に相談してください。獣医師やどうぶつの専門家が親身に相談にのります。

しつけ・健康相談サービス
「ゆっくりと相談したい！」その場合には、カウンセラー（獣医師・トレーナー）がお電話で相談をお受けします。

●本商品の詳細につきましては、アニコム損保のホームページまたは「パンフレット 兼 重要事項説明書」で必ずご確認ください。

P1909-0121

海外旅行保険（インターネット専用）

※富士フイルムグループおすすめ商品（富士フイルムグループ団体保険ではございません）

特定手続用海外旅行保険

あっと ネットde保険 @とらべる

ご加入対象
どなたでも加入できます

補償内容	海外旅行先での急な病気、ケガ、携行品の盗難、賠償責任など様々なトラブルに幅広く備えます。
特　　長	旅先でのアクシデントのご相談を 24 時間・年中無休・日本語でお受けするサービスも付帯されていますので安心です。

●おすすめポイント

①インターネットで 24 時間いつでもお申込みできます。
※家族・友人の方でもお申込みできます。

②たとえばハワイ7日間、個人セットプラン(タイプA)の場合
ネット de 保険@とらべるの保険料 2,660 円
書面でお申込みいただくよりも**約 46% OFF**(＊)
(＊)書面申込の三井住友海上「海外旅行保険」(2019 年 11 月時点）との比較です。

③出発日の 60 日前からご出発前の**当日午後 11：30 までお申込み**できます。

④保険料のお支払いは**クレジットカード決済**で、申込書への署名などは不要です。

⑤リピーターになれば、**リピーター割引として保険料を 5%割引！**
※今回ご契約の申込日が前回の保険満了日から 2 年以内など、リピーター割引適用の条件がございます。

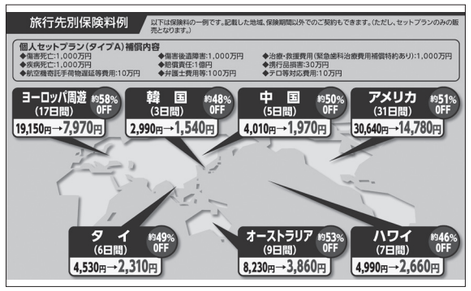

●お申込方法

①富士フイルムビジネスエキスパートのホームページにアクセス
URL ⇒ http://www.ffbx.co.jp/index.html

②トップページ内の右側にある「保険メニューのご案内」をクリック

③海外旅行保険欄の「三井住友海上の海外旅行保険」よりお手続ください！

ご不明な点は、三井住友海上インターネットデスクへお問い合わせください。

TEL：0120−988−181
（受付時間：年末年始を除く 9:00−17:00）

FFBX のホームページ画面

※保険証券は発行請求のあった場合にのみ発行しております。発行を希望される場合は、三井住友海上インターネットデスクへお問い合わせください。
TEL：0120−988−181（受付時間：年末年始を除く 9:00−17:00）

※ご旅行される地域、旅行期間などにより割引率は異なります。詳細は「ネット de 保険@とらべる」契約画面をご確認ください。

※告知等の内容により「ネット de 保険@とらべる」のお申込みができなかった場合は書面でのお申込みとなります。その場合は割引対象外となり、クレジットカード決済はできませんのでお早めにご連絡ください。
【お申込みの時点で、病気やケガで医師の治療を受けている（定期的に通院されている場合も含まれます。)、また、医師の指示により薬を服用している場合は告知に該当します。】

※始期日時点で 70 才以上はご利用いただけません。書面でのお申込みとなります。

ご加入にあたっての留意点（必ずお読みください。）

【団体損害保険】
三井住友海上火災

※印を付した用語については、P35 ～ P37 の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ケガ保険（1B・2B・1C・2C・3C）／団体総合生活補償保険（標準型）／傷害保険金	**傷害死亡保険金　★傷害補償（標準型）特約** 保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注１)傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 (注２)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも､頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって発生した肺炎 ●下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 **「補償対象外となる運動等」** 山岳登はん(＊1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(＊2)操縦(＊3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(＊4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 (＊１)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが５m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。 (＊２)グライダーおよび飛行船は含みません。 (＊３)職務として操縦する場合は含みません。 (＊４)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。
	傷害後遺障害保険金　★傷害補償（標準型）特約 保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害※が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（4%～ 100%） (注１)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注２)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて 180 日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて 181 日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注３)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注４)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	傷害入院保険金　★傷害補償（標準型）特約 保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。）	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注１)事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院※に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は 180 日が限度となります。 (注２)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	傷害手術保険金　★傷害補償（標準型）特約 保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に手術※を受けられた場合	①入院※中に受けた手術※の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ②①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 (注) 1 事故に基づくケガ※について、1 回の手術に限ります。また、1 事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	

ケガ保険
病気保険
携行品保険
賠償保険
ゴルファー保険
自動車保険
地震保険
火災保険
ペット保険
@とらべる

保険金の種類			保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ケガ保険（1B・2B・1C・2C・3C）	団体総合生活補償保険（標準型）	傷害保険金	**傷害通院保険金　★傷害補償（標準型）特約** 保険期間中の事故によるケガ※のため、通院※された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） （注）通院されない場合で、骨折、脱臼、靱（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギプス等※を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 （注１）事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した後の通院※に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は 90 日が限度となります。 （注２）傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 （注３）傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	（前ページと同じ）

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約 （1B・2B・1C・2C・3C プラン）	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※のときも、傷害保険金をお支払いします。

保険金の種類			保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病気保険（8E・8I・8H・8F）	団体総合生活補償保険（MS&AD型）	疾病保険金	**疾病入院保険金　★疾病補償特約** **☆特定精神障害補償特約セット**　P26（☆）参照 保険期間の開始後(*)に発病※した病気※のため、保険期間中に入院※された場合（以下、この状態を「疾病入院」といいます。） （＊）病気を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	疾病入院保険金日額 × 疾病入院の日数 （注１）疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ●疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間※（1,095 日）が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ●１回の疾病入院※について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※（1,095 日）に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 （注２）疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害(*1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱※、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）(*2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(*2) ●妊娠または出産（「療養の給付」等(*3)の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気(*4)（加入者証等に記載されます。） など （注）保険期間の開始時(*5)より前に発病※した病気(*4)については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償するプランに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院※を開始された日(*6)からご加入の継続する期間を遡及して１年以前であるときは、保険金をお支払いします。 （＊１）「精神障害」とは、平成６年10月12日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中の分類コードＦ00からＦ09またはＦ20からＦ99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要　ICD－10(2003年版)準拠」によります。（特定精神障害補償特約（自動的にセットされます。）のセット後の内容となります。） <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など （＊２）これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 （＊３）公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 （＊４）その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 （＊５）病気を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 （次ページへ続く）
			疾病手術保険金　★疾病補償特約 **☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット** **☆特定精神障害補償特約セット**　P26（☆）参照 ①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※（1,095 日）中に手術※を受けられたとき。 ②保険期間の開始後(*)に発病※した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 （＊）病気を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	１回の手術※について、次の額をお支払いします。 ①入院※中に受けた手術※の場合 疾病入院保険金日額 × 20 ②①以外の手術の場合 疾病入院保険金日額 × 5 （注）次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか１つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②１回の手術を２日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が１日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が１回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて 14 日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
			疾病放射線治療保険金　★疾病補償特約 **☆特定精神障害補償特約セット**　P26（☆）参照 ①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※（1,095 日）中に放射線治療※を受けられたとき。 ②保険期間の開始後(*)に発病※した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 （＊）病気を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	１回の放射線治療※について、次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額 × 10 （注１）同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか１つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 （注２）疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて 60 日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	

保険金の種類			保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病気保険（8E・8I・8H・8F）	団体総合生活補償保険（MS&AD型）	疾病保険金	**疾病通院保険金　★疾病補償特約** **☆特定精神障害補償特約セット**　P26（☆）参照		（前ページからの続き） （＊6）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
			疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気※の治療※のため、通院※された場合（以下、この状態を「疾病通院」といいます。）	疾病通院保険金日額 × 疾病通院の日数 （注1）疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ●疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間※（180日）が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間（1,095日）内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ●1回の疾病入院※について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※（30日）に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 （注2）疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 （注3）疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 （注4）疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気（これと医学上因果関係がある病気※を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	
			疾病入院時一時金　★疾病入院時一時金補償特約 **☆特定精神障害補償特約セット**　P26（☆）参照		疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、（注）および（＊5）の「病気を補償するプラン」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。
			「疾病入院」の状態が、免責期間※（0日）を超えて継続した場合	疾病入院時一時金額の全額 （注1）1回の疾病入院※につき1回を限度にお支払いします。 （注2）疾病入院時一時金をお支払いする期間中にさらに疾病入院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※した場合は、疾病入院時一時金を重ねてはお支払いしません。	
			疾病退院時一時金　★疾病退院時一時金補償特約 **☆特定精神障害補償特約セット**　P26（☆）参照		
			①「疾病入院」の状態が14日以上継続した後に、生存して退院された場合 ②「疾病入院」の状態が365日を超えた場合	疾病退院時一時金額の全額 （注1）1回の疾病入院※につき1回を限度にお支払いします。 （注2）左記「保険金をお支払いする場合」の②により疾病退院時一時金をお支払いした後、生存して退院された場合でも、左記「保険金をお支払いする場合」の①による疾病退院時一時金を重ねてはお支払いしません。	
			疾病長期入院時保険金　★疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約 **☆特定精神障害補償特約セット**　P26（☆）参照		
			「疾病入院」の状態が90日以上となった場合	疾病長期入院時保険金額の全額 （注）1回の疾病入院※における疾病入院の日数(＊)が、疾病入院を開始した日からその日を含めて90日の整数倍となるごとに、お支払いします。 （＊）疾病入院保険金の支払限度日数※（1,095日）に到達した日の翌日以降の疾病入院の日は含みません。	

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病気保険（8E・8I・8H・8F）	団体総合生活補償保険（MS&AD型）	**疾病手術費用保険金　★疾病手術に伴う費用補償特約** **☆疾病手術臨時費用対象外特約セット** **☆特定精神障害補償特約セット**		疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、「保険金をお支払いしない主な場合」の（注）を次のとおり読み替えます。 （注）保険期間の開始時(＊5)より前に発病※した病気(＊4)については保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院※を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 （＊4）その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 （＊5）この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
		保険期間中に疾病入院を開始した場合で、その疾病入院の期間中(＊)に、医師※による健康保険の手術料の対象となる手術を受けられた場合。 （＊）疾病入院を開始した日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間※（1,095日）が満了するまでの間に限ります。	疾病入院の期間中(＊)に発生した次の費用のうち被保険者が負担した費用をお支払いします。ただし、ア．からウ．までの費用の合計は、1回の疾病入院※につき疾病手術費用保険金額を限度とします。 ア．手術日以降の入院中の治療※に要した費用 イ．手術日以降の病院または診療所のベッドまたは病室の使用料 ウ．医師※の指示により、手術のため入院※中の病院または診療所より、他の病院または診療所へ移転するための移転費（医師または看護師が付き添うことを要する場合には、その費用を含みます。また、手術後に入院中の病院または診療所へ再移転するための費用を含みます。） （＊）疾病入院を開始した日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間※（1,095日）が満了するまでの間に限ります。 （注1）次のいずれかの給付等がある場合は、実際にかかった費用から差し引きます。 ●公的医療保険制度※または労働者災害補償制度※から給付される費用 ●加害者等から支払われた損害賠償金 など （注2）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病気保険（8E）	団体総合生活補償保険（MS&AD型）	**葬祭費用保険金　★葬祭費用補償特約** 補償対象者(＊1)が次の①～③のいずれかに該当され、補償対象者の親族※が葬祭費用を負担された場合 ①保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②保険期間の開始時以降(＊2)に発病※した病気※のため、このご契約の保険期間中に死亡された場合 ③このご契約の保険期間が終了した後であっても、疾病入院保険金が支払われるべき場合で、その原因となった病気(＊3)のため、疾病入院保険金の支払対象期間※が満了するまでの間(＊4)に死亡された場合。ただし、葬祭費用を補償するご契約が継続されなかった場合に限ります。 （注）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 葬祭費用を補償するプランに継続加入の場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気(＊3)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、葬祭費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気(＊3)を発病した時が、その病気によって補償対象者が死亡した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 （＊1）「補償対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。 （＊2）葬祭費用を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時以降とします。 （＊3）その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 （＊4）365日を限度とします。	補償対象者の親族※が葬祭費用を負担することによって被る損害に対して、葬祭費用保険金額を限度として保険金をお支払いします。 （注）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<「保険金をお支払いする場合」の①の場合> ●保険契約者、被保険者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●P18の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など <「保険金をお支払いする場合」の②または③の場合> ●保険契約者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害(＊1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱※、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）(＊2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(＊2) ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気（加入者証等に記載されます。）により入院※された場合 など （注）保険期間の開始時(＊3)より前に発病※した病気(＊4)については保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気(＊4)を発病した時が、その病気により補償対象者が死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、葬祭費用保険金をお支払いします。 （＊1）「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要　ICD－10（2003年版）準拠」によります。 <支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障害、知的障害 など （＊2）これにより生じた保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 （＊3）この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 （＊4）その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病気保険（オプションS）	団体総合生活補償保険（MS&AD型）	**先進医療費用保険金　★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット** ケガ※または病気※の治療※のため、保険期間中に日本国内において先進医療(＊1)を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 （注）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償するプランに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気(＊2)を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気(＊2)を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 （＊1）「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 （＊2）先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア．先進医療に要する費用(＊) イ．先進医療を受けるための病院等との間の交通費（転院、退院のための交通費を含みます。） ウ．先進医療を受けるための宿泊費（1泊につき1万円限度） （＊）先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 （注1）加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 （注2）保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 （注3）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	病気の治療のため先進医療を受けた場合、P20～P21の疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の（注）を次のとおり読み替えます。 （注）保険期間の開始時(＊5)より前に被ったケガまたは発病※した病気※(＊4)については保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療に伴う費用を補償するプランに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 （＊4）その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 （＊5）先進医療に伴う費用を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 ケガの治療のため先進医療を受けた場合は、以下にあてはまるときは保険金をお支払いしません。 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって発生した肺炎 ●P18の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●P29の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など （注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病気保険（オプションK2・K）	団体総合生活補償保険（MS&AD型）	**親介護一時金** 親介護 **★親介護一時金支払特約** **☆要介護３以上から要介護２以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）セット（Ｋ２のみ）**		●保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態（ただし、治療※を目的として医師※がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態（ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱※、暴動による要介護状態（テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ など （注）保険期間の開始時(＊1)より前に要介護状態の原因となった事由(＊2)が生じた場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(＊2)が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して１年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。 （＊１）この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 （＊２）公的介護保険制度※を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。	親介護一時金額の全額 （注）親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	
		保険期間中に、特約被保険者(＊)が要介護状態（Ｋ２：要介護２以上の状態、Ｋ：要介護３以上の状態）※となり、30 日を超えて継続した場合 （＊）普通保険約款の被保険者の親（姻族を含みます。）のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 （注１）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 親が要介護状態となった場合に補償するプランに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して１年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 （注２）特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細はP44 の＜代理請求人について＞をご覧ください。		

病気保険

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
疾病手術保険金等支払倍率変更特約 （8E・8I・8H・8F プラン）	疾病手術保険金について、入院※中に受けた手術※の場合のお支払額を、［疾病入院保険金日額］× 20 に変更します。

（☆）疾病保険金（疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金）、疾病入院時一時金、疾病退院時一時金、疾病長期入院時保険金

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気※を補償するプラン(＊1)に継続加入の場合で、被保険者が疾病入院(＊2)の原因となった病気(＊3)を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気(＊3)を発病した時が、その病気による入院(＊2)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して１年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

（＊１）疾病入院時一時金、疾病退院時一時金、疾病長期入院時保険金においては、「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。

（＊２）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

（＊３）疾病入院(＊2)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

ご加入にあたっての留意点（必ずお読みください。）

【団体損害保険】
三井住友海上火災

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
賠償保険（5F） 団体総合生活補償保険（標準型） 傷害保険金	**傷害死亡保険金　★傷害補償（標準型）特約**		P18 ケガ保険の傷害保険金と同内容 ただし、下記が追加されます。 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ
	P18 ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容	P18 ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容	
	傷害後遺障害保険金　★傷害補償（標準型）特約		
	P18 ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容	P18 ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容	
	日常生活賠償保険金　★日常生活賠償特約 ①保険期間中の次のア．またはイ．の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ②日本国内において保険期間中の次のア．またはイ．の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等(＊1)を運行不能(＊2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア．本人の居住の用に供される住宅(＊3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ．被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 （＊1）電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 （＊2）正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 （＊3）敷地内の動産および不動産を含みます。 （注）被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の６親等内の血族、配偶者および３親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の６親等内の血族および３親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額＋判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金－被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額－免責金額※（0円） （注１）１回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 （注２）損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 （注３）上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 （注４）日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 （注５）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人（家事使用人を除きます。）が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等※の車両（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
賠償保険（5F） 団体総合生活補償保険（標準型）	**受託物賠償責任保険金　★受託物賠償責任補償特約** 保険期間中で、受託物(＊1)を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、損壊(＊2)・紛失・盗難が生じ、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合 （＊1）「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人（レンタル業者を含みます。）から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、P35 の「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。 （＊2）「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。 （注）被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の６親等内の血族、配偶者および３親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の６親等内の血族および３親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額(＊)＋判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金－被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額－免責金額※（１回の事につき5,000円） （＊）被害受託物の時価額が限度となります。 （注１）保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 （注２）損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 （注３）上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 （注４）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使（差し押え・没収・破壊等）による損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電気的事故・機械的事故（故障等）による損害 ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●航空機、船舶（原動力がもっぱら人力であるものを含みません。）、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族※に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●引き渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任（収益減少等） ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ● P35 の「補償対象外となる主な『受託物』」の損害 など

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
携行品保険（10F・10G）／団体総合生活補償保険（標準型）／傷害保険金	**傷害死亡保険金　★傷害補償（標準型）特約**		P18 ケガ保険の傷害保険金と同内容 ただし、下記が追加されます。 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ 10G 家族型への変更に関する特約 **＜家族型への変更に関する特約をセットする場合＞** 追加される事由：●下記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ 除外される事由：●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ **「補償対象外となる職業」** オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業
	P18 ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容	P18 ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容	
	傷害後遺障害保険金　★傷害補償（標準型）特約		
	P18 ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容	P18 ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容	
	携行品損害保険金　★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約（携行品損害補償特約用）セット		●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族※の故意による損害 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使（差し押え・没収・破壊等）による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故（故障等）による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ● P35 の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 など
	保険期間中の偶然な事故（盗難・破損・火災など）により、携行品(＊1)に損害が発生した場合 （＊1）「携行品」とは、被保険者が住宅（敷地を含みます。）外において携行している被保険者所有の身の回り品(＊2)をいいます。ただし、P35 の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。 （＊2）「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産（カメラ、衣類、レジャー用品等）をいいます。	損害の額 － 免責金額※（1回の事故につき 3,000 円） （注1）損害の額は、再調達価額※によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落（格落損）は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 （注2）損害の額は、1個、1組または1対のものについて 10 万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。）もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 （注3）保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 （注4）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
家族型への変更に関する特約（10G プラン）	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ゴルファー保険（6E・6D・6A・6B）／団体総合生活補償保険	**ゴルファー賠償責任保険金　★ゴルファー賠償責任保険特約**		●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人（ゴルフの補助者として使用するキャディを除きます。）が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等※の車両（ゴルフ場敷地内※におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
	保険期間中のゴルフの練習中、競技中または指導中の偶然な事故により、被保険者(＊)が他人の生命または身体を害したり、他人の物（ゴルフカート等他人から借りたり預かったりした物を除きます。）を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 （＊）本人をいいます。ただし、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 ＋ 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 － 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 － 免責金額※（0円） （注1）1回の事故につき、保険金額が限度となります。 （注2）損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 （注3）上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 （注4）日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 （注5）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	
	傷害死亡保険金　★ゴルファー傷害補償特約		●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって発生した肺炎 など （注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 （注1）傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 （注2）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	
	傷害後遺障害保険金　★ゴルファー傷害補償特約		
	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害※が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（4%～ 100%） （注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注2）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて 180 日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて 181 日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 （注4）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	

ご加入にあたっての留意点（必ずお読みください。）

【団体損害保険】
三井住友海上火災

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ゴルファー保険（6E・6D・6A・6B） 団体総合生活補償保険	**傷害入院保険金　★ゴルファー傷害補償特約**		（前ページ傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金と同じ）
	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ※のため、入院※された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。）	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 （注１）傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 • 事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※（180 日）が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 • １事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※（180 日）に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 （注２）傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	傷害手術保険金　★ゴルファー傷害補償特約		
	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ※の治療※のため、傷害入院保険金の支払対象期間※（180 日）中に手術※を受けられた場合	１回の手術※について、次の額をお支払いします。 ①入院※中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ②①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 （注）次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか１つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②１回の手術を２日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が１日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が１回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて 14 日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	

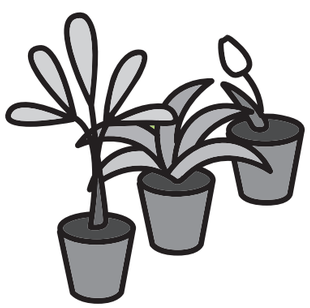

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ゴルファー保険（6E・6D・6A・6B） 団体総合生活補償保険	**傷害通院保険金　★ゴルファー傷害補償特約**		（P30 傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金と同じ）
	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ※のため、通院※された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） （注）通院されない場合で、骨折、脱臼、靱（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギプス等※を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 （注１）傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 • 事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※（180 日）が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 • １事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※（90 日）に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 （注２）傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 （注３）傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	ゴルフ用品保険金　★ゴルフ用品補償特約		
	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフ用品(*)の盗難およびゴルフクラブの破損・曲損事故が起きた場合 （*）「ゴルフ用品」とは、被保険者が所有するゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、ゴルフ用に設計された物であっても時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は、含みません。 （注１）自宅駐車場等、ゴルフ場敷地内以外の場所での盗難および破損・曲損事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品の盗難と同時に発生した場合に限り保険金をお支払いします。 （注２）ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損に対しては保険金をお支払いしません。	被害物の損害額（被害物の修理費または時価額※のいずれか低い方が限度となります。）をお支払いします。 （注１）保険金のお支払額は、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。 （注２）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族※の故意による損害 ●ゴルフ用品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗装のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷、またはゴルフ用品の汚損であって、ゴルフ用品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害（ただし、ゴルフ用品の盗難によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。） ●ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ゴルファー保険（6E・6D・6A・6B）	団体総合生活補償保険	**ホールインワン・アルバトロス費用保険金** **★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）**		●日本国外で達成したホールインワン※またはアルバトロス※ ●ゴルフ場※の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人(＊)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など (＊)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。
		日本国内のゴルフ場※において被保険者が達成した次のホールインワン※またはアルバトロス※について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ①次のアおよびイの両方が目撃※したホールインワンまたはアルバトロス ア．同伴競技者※ イ．同伴競技者以外の第三者（同伴キャディ※等。具体的には次の方をいいます。） 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティーのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に出入りする造園業者・工事業者　など (注)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。 ②達成証明資料(＊1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に（公式競技の場合は同伴競技者は不要です。）プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書(＊2)により証明できるものに限ります。 (＊1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 (＊2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 (a)同伴競技者 (b)同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です。） (c)ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 (注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。	次の費用のうち実際に支出した額 ア．贈呈用記念品購入費用(＊1) イ．祝賀会に要する費用 ウ．ゴルフ場※に対する記念植樹費用 エ．同伴キャディ※に対する祝儀 オ．その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(＊2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン※またはアルバトロス※を記念して作成するモニュメント等の費用（ただし、保険金額の10%が限度となります。） (＊1)贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含みます。 (＊2)自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。 (注1)保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 (注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数（引受保険会社、他の保険会社を問いません。）ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注4)保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。	

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ゴルファー保険（6F）	団体総合生活補償保険（標準型）	**傷害死亡保険金　★傷害補償（標準型）特約**		P18ケガ保険の傷害保険金と同内容 ただし、下記が追加されます。 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ
		P18ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容	P18ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容	
		傷害後遺障害保険金　★傷害補償（標準型）特約		
		P18ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容	P18ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容	
		ホールインワン・アルバトロス費用保険金 **★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）**		●日本国外で達成したホールインワン※またはアルバトロス※ ●ゴルフ場※の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人(＊)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など (＊)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。
		日本国内のゴルフ場※において被保険者が達成した次のホールインワン※またはアルバトロス※について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ①次のアおよびイの両方が目撃※したホールインワンまたはアルバトロス ア．同伴競技者※ イ．同伴競技者以外の第三者（同伴キャディ※等。具体的には次の方をいいます。） 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティーのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に出入りする造園業者・工事業者　など (注)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。 ②達成証明資料(＊1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に（公式競技の場合は同伴競技者は不要です。）プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書(＊2)により証明できるものに限ります。 (＊1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 (＊2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 (a)同伴競技者 (b)同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です。） (c)ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 (注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。	次の費用のうち実際に支出した額 ア．贈呈用記念品購入費用(＊1) イ．祝賀会に要する費用 ウ．ゴルフ場※に対する記念植樹費用 エ．同伴キャディ※に対する祝儀 オ．その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(＊2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン※またはアルバトロス※を記念して作成するモニュメント等の費用（ただし、保険金額の10%が限度となります。） (＊1)贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含みます。 (＊2)自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。 (注1)保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 (注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数（引受保険会社、他の保険会社を問いません。）ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注4)保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。	

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

補償対象外となる主な「携行品」

船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）・航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・ＰＨＳ・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券（乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。）、印紙、切手、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具（釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。）、稿本（本などの原稿）・設計書・図案・証書（運転免許証およびパスポートを含みます。）・帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物（印章は補償の対象となります。）、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ

など

補償対象外となる主な「受託物」

日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻、美術品、自動車（被牽（けん）引車を含みます。）・原動機付自転車・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）・航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、P18の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物（畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。）、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物

など

【※印の用語のご説明】

●「アルバトロス」とは、ホールインワン※以外で、各ホールの基準打数よりも３つ少ない打数でカップインすることをいいます。

●「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気※をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。

●「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

●「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
葬祭費用補償特約	補償対象者以外の医師
親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師

●「１回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日(*)からその日を含めて 180 日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気※（これと医学上因果関係がある病気※を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「１回の疾病入院」として取り扱います。

（*）疾病入院時一時金、疾病退院時一時金、疾病長期入院時保険金においては、「退院日の翌日」を「退院日」と読み替えます。

●「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。

●「競技等」とは、競技、競争、興行(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。

（*）いずれもそのための練習を含みます。

●「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。

●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。

「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。

「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。

「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。

①細菌性食中毒

②ウイルス性食中毒

（*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。

●「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。

●長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱

●長管骨に接続する上肢または下肢の３大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギプス等※の固定具を装着した場合に限ります。

●肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。

●「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。

●「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法および高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかに基づく医療保険制度をいいます。

【※印の用語のご説明】の続き

●「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。

●「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

●「ゴルフ場」とは、ゴルフの練習または競技を行うための有料の施設（ゴルフ練習場を含みます。）をいいます。ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、９ホール以上を有するものをいいます。

●「ゴルフ場敷地内」とは、ゴルフ場※として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。

●「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。

●「時価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額※から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

●「支払限度日数」とは、支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称
• 傷害入院保険金　• 傷害通院保険金　• 疾病入院保険金　• 疾病通院保険金

●「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称
• 傷害入院保険金　• 傷害通院保険金　• 疾病入院保険金　• 疾病通院保険金

●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。

●「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(＊1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。

②先進医療※に該当する診療行為(＊2)

（＊１）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。

（＊２）②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

●「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。

●「親族」とは、６親等内の血族、配偶者※および３親等内の姻族をいいます。

●「先進医療」とは、手術※または放射線治療※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。

●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

●「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療※を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を１回算定された場合は、最初の１回のみ通院したものとみなします。

●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

●「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン※またはアルバトロス※を達成したゴルフ場※に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。

●「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン※またはアルバトロス※を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。

●「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。

●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

●「発病」とは、医師※が診断(*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。

（*）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

●「病気」とは、被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。

次ページに続いております→

【※印の用語のご説明】の続き

●「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
②先進医療※に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
（注）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
●「ホールインワン」とは、各ホールの第１打が直接カップインすることをいいます。
●「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
●「免責期間」とは、支払いの対象とならない期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。（病気保険）

適用される保険金の名称
• 疾病入院時一時金

●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
●「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、達成後に被保険者から呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。
＜Ｋ２プラン＞
●「要介護状態（要介護２以上の状態）」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
①公的介護保険制度※の第１号被保険者（65 才以上）…要介護２以上の要介護認定の効力が生じた状態
②公的介護保険制度の第２号被保険者（40 才以上 65 才未満）…要介護２以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（初老期における認知症等の 16 疾病）に該当しない場合は、要介護２以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
③公的介護保険制度の被保険者以外（40 才未満）…要介護２以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態
＜Ｋプラン＞
●「要介護状態（要介護３以上の状態）」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
①公的介護保険制度※の第１号被保険者（65 才以上）…要介護３以上の要介護認定の効力が生じた状態
②公的介護保険制度の第２号被保険者（40 才以上 65 才未満）…要介護３以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（初老期における認知症等の 16 疾病）に該当しない場合は、要介護３以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
③公的介護保険制度の被保険者以外（40 才未満）…要介護３以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態
●「労働者災害補償制度」とは、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法、裁判官の災害補償に関する法律、地方公務員災害補償法ならびに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律のいずれかに基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。

【重要事項のご説明】

この書面では、この保険に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。

＜契約概要のご説明＞

（団体総合生活補償保険（標準型）・団体総合生活補償保険・団体総合生活補償保険（ＭＳ＆ＡＤ型））

●ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
●申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

１．商品の仕組みおよび引受条件等

（１）商品の仕組み

ケガ保険　賠償保険　携行品保険
ゴルファー保険（６Ｆ）

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。被保険者の範囲によって契約プランをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。
●被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲（○：被保険者の対象　－：被保険者の対象外）		
	本人(＊2)	配偶者	その他親族(＊3)
本人型	○	－	－
家族型(＊1)	○	○	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
日常生活賠償特約	（ａ）本人(＊2) （ｂ）本人(＊2)の配偶者 （ｃ）同居の親族（本人(＊2)またはその配偶者と同居の、本人(＊2)またはその配偶者の６親等内の血族および３親等内の姻族） （ｄ）別居の未婚の子（本人(＊2)またはその配偶者と別居の、本人(＊2)またはその配偶者の未婚の子） （ｅ）（ａ）から（ｄ）までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(＊4)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
受託物賠償責任補償特約	
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）	本人(＊2)

（＊１）家族型には「家族型への変更に関する特約」がセットされます。
（＊２）加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
（＊３）家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。
●本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の６親等内の血族および３親等内の姻族
●本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子
（＊４）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の６親等内の血族、配偶者および３親等内の姻族に限ります。
（注）同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の時におけるものをいいます。住民票上は同居となっていても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

ゴルファー保険（６Ｅ・６Ｄ・６Ａ・６Ｂ）

この保険は、被保険者（補償の対象者）が法律上の損害賠償責任を負われた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者の範囲は次のとおりです。

主な特約	被保険者の範囲
ゴルファー賠償責任保険特約	（ａ）本人(＊1) （ｂ）本人(＊2)が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(＊2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ゴルファー傷害補償特約	本人(＊1)のみが被保険者となります。
ゴルフ用品補償特約	
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）	

（＊１）加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
（＊２）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の６親等内の血族、配偶者および３親等内の姻族に限ります。
（注）同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の時におけるものをいいます。住民票上は同居となっていても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

病気保険

この保険は、被保険者（補償の対象者）が病気になられた場合（疾病補償特約等をセットした場合）等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲（○：被保険者の対象）
	本人(＊)
本人型	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人(＊)のうち、次のすべてに該当する方 • 保険期間の開始時点で生後 15 日以上満 79 才以下の方 • 健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
疾病入院時一時金補償特約	
疾病退院時一時金補償特約	
疾病長期入院時保険金補償（90 日ごと用）特約	

次ページに続いております→

先進医療費用保険金補償特約	前ページと同じ
葬祭費用補償特約	本人(*)の親族（６親等内の血族、配偶者および３親等内の姻族） （注）本人(*)は、次のすべてに該当する方となります。 ・保険期間の開始時点で生後 15 日以上満 79 才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
親介護一時金支払特約 親介護	本人(*)の親（姻族を含みます。２名までを限度とします。）のうち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満 20 才以上 89 才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方

（＊）加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
（注）同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の時におけるものをいいます。住民票上は同居となっていても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

（2）補償内容

保険金をお支払いする場合はＰ18～Ｐ37 のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額（お支払いする保険金の額）
Ｐ18～Ｐ37 をご参照ください。

②保険金をお支払いしない（できない）主な場合（主な免責事由）
Ｐ18～Ｐ37 をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

（3）セットできる主な特約およびその概要

Ｐ18～Ｐ37 をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

（4）保険期間

この保険の保険期間は、１年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

（5）引受条件

ケガ保険　賠償保険　携行品保険
ゴルファー保険（6Ｆ）

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業･職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2.（2）通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）」＜ご契約の引受範囲＞＜ご契約の引受範囲外＞をご参照ください。

ケガ保険　病気保険　賠償保険
携行品保険
ゴルファー保険（6Ｆ・6Ｅ・6Ｄ・6Ａ・6Ｂ）

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。
お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、商品パンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。
・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2．保　険　料

保険料は下記によって決定されます。

ケガ保険　賠償保険　携行品保険
ゴルファー保険（6Ｆ）

保険金額・保険期間・お仕事の内容等

ゴルファー保険（6Ｅ・6Ｄ・6Ａ・6Ｂ）

保険金額・保険期間等

病気保険

保険金額・被保険者（補償の対象者）の方の年令・保険期間等

お客さまが実際にご加入いただく（お支払いいただく）保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3．保険料の払込方法について

Ｐ４をご参照ください。
分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4．満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5．解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7．解約と解約返れい金」（P41 ～ P42）をご参照ください。

＜注意喚起情報のご説明＞

（団体総合生活補償保険（標準型）・団体総合生活補償保険・団体総合生活補償保険（ＭＳ＆ＡＤ型））

●ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
●申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1．クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は富士フイルムホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2．告知義務・通知義務等

（1）告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

■被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】
①被保険者(*)の「職業・職務」…（ケガ保険・賠償保険・携行品保険・ゴルファー保険（6Ｆ））
（＊）家族型の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。
②他の保険契約等(*)に関する情報…（ケガ保険・病気保険・賠償保険・携行品保険・ゴルファー保険）
（＊）同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、ゴルファー保険、個人賠償責任保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
③被保険者の「生年月日」「年令」（病気保険）
④被保険者の健康状況告知…（病気保険）
（注）告知事項の回答にあたっては「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

（2）通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

ケガ保険　賠償保険　携行品保険
ゴルファー保険（6Ｆ）

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】
①職業・職務を変更した場合
②新たに職業に就いた場合
③職業をやめた場合
また、上記①または②のいずれかにおいて、下記の＜ご契約の引受範囲外＞に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

＜ご契約の引受範囲＞
右記以外の職業

＜ご契約の引受範囲外＞
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

（3）その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去３年以内に合計して５万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。
（＊）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、ゴルファー保険、個人賠償責任保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

ケガ保険　病気保険　賠償保険
携行品保険
ゴルファー保険（6Ｆ・6Ｅ・6Ｄ・6Ａ・6Ｂ）

保険金受取人	傷害死亡保険金	●傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 （注）傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	●普通保険約款・特約に定めております。

ケガ保険　病気保険　賠償保険
携行品保険
ゴルファー保険（6Ｆ・6Ｅ・6Ｄ・6Ａ・6Ｂ）

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
■被保険者（ゴルファー保険（６Ｅ・６Ｄ・６Ａ・６Ｂ）の場合は、ゴルファー傷害補償特約の被保険者）が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

次ページに続いております→

①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
●引受保険会社に保険金（ゴルファー保険（６Ｅ・６Ｄ・６Ａ・６Ｂ）の場合は、ゴルファー傷害補償特約に基づく保険金）を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
●保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に（ゴルファー保険（６Ｅ・６Ｄ・６Ａ・６Ｂ）の場合は、ゴルファー傷害補償特約の）解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
(注)家族型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のａ．またはｂ．いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはｂ．によるものとします。
ａ．家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
ｂ．この保険契約(*)を解約すること
（＊）保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。
（ゴルファー保険（6E・6D・6A・6B）の場合は「ゴルファー傷害補償特約」と読み替えます。）

■複数のご契約があるお客さまへ
次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を１つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険（標準型） 日常生活賠償特約 団体総合生活補償保険 ゴルファー賠償責任保険特約	自動車保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険 ゴルフ用品補償特約	団体総合生活補償保険 携行品損害補償特約
③	団体総合生活補償保険 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）	ゴルファー保険 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

３．補償の開始時期

始期日の午後４時に補償を開始します。保険料は、Ｐ４記載の方法により払込みください。Ｐ４記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

４．保険金をお支払いしない（できない）主な場合（主な免責事由）等

（１）保険金をお支払いしない（できない）主な場合

Ｐ18～Ｐ37をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

（２）重大事由による解除

ケガ保険　病気保険　賠償保険
携行品保険
ゴルファー保険（6F・6E・6D・6A・6B）

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害またはケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

５．保険料の払込猶予期間等の取扱い

（１）保険料は、Ｐ４記載の方法により払込みください。Ｐ４記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
（２）分割払の場合で、保険金をお支払いする場合が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

６．失効について

ケガ保険　病気保険　賠償保険
携行品保険
ゴルファー保険（6F・6E・6D・6A・6B）

ご加入後に、被保険者（家族型においては被保険者全員）が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

７．解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。
●脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
●始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。
追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご加入を解除することがあります。

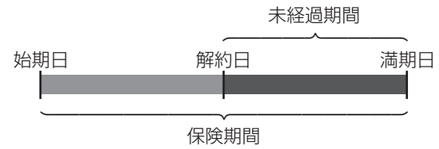

８．保険会社破綻時等の取扱い

Ｐ46をご参照ください。

９．個人情報の取扱いについて

Ｐ45をご参照ください。

10．「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

病気保険

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

（１）現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

（２）新たな保険契約（団体総合生活補償保険（ＭＳ＆ＡＤ型））をお申込みされる場合のご注意事項

①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受できない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受する場合があります。
②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年令により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】　富士フイルムビジネスエキスパート株式会社
保険サービスセンター　ライフサポートグループ
TEL 03－5485－7585
フリーダイヤル 0120－553－053
（受付時間：土日･祝日を除く　平日 10:00～16:00）

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120－632－277（無料）
電話受付時間：平　日　9:00～20:00
土日･祝日　9:00～17:00（年末年始は休業させていただきます。）
※ 2020 年 10 月より平日の電話受付時間は 9:00～19:00 になります。

万一、ケガをされたり、病気になられたり、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
24 時間 365 日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
事故は　いち早く
0120－２５８－１８９（無料）

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）〕0570－022－808
• 受付時間〔平日　9：15～17：00（土日・祝日および年末年始を除きます）〕
• 携帯電話からも利用できます。IP 電話からは 03-4332-5241 におかけください。
• おかけ間違いにご注意ください。
• 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/）

ご加入にあたっての留意点（必ずお読みください。）

【団体損害保険】
三井住友海上火災

（1） **この保険は富士フイルムホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。**

（2） **加入資格者の範囲**

＜お申込人となれる方の範囲＞　ケガ保険・病気保険・賠償保険・携行品保険・ゴルファー保険

お申込人となれる方は富士フイルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社を退職された方で下記に該当する方に限ります。

※対象とする退職者はいずれかの条件を満たし、富士フイルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社に保険加入を認められていることが必須です。

1．退職時に当該団体における団体（扱）契約（他の種目を含む）に加入していたこと

2．以下のいずれかの年金制度の受給資格を有する退職者

○適格退職年金制度　○非核的年金制度　○厚生年金基金制度　○自社年金制度

○確定給付企業年金制度　○確定拠出年金制度

3．当該団体が福利厚生の必要を認めており、退職者名簿または当該団体の発行する証明書により退職者であることが確認できる場合

＜被保険者となれる方の範囲＞

●**ケガ保険・病気保険・ゴルファー保険（6E・6D・6A・6B）**で被保険者（補償の対象者）本人(*)となれる方の範囲は、上記お申込人となれる方の範囲の条件を満たしている富士フイルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社を退職された方およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。）です。

（＊）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

●**病気保険**の被保険者（補償の対象者）としてご加入いただける方は、保険期間の開始時点で生後15日以上～満79才以下の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。

●**賠償保険・携行品保険・ゴルファー保険（6F）**で被保険者（補償の対象者）本人(*)となれる方の範囲は、上記お申込人となれる方の範囲の条件を満たしている富士フイルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社を退職された方に限ります。

上記の被保険者が加入されると、日常生活賠償保険金、受託物賠償責任保険金、ならびに携行品保険（10G）については以下の方も補償の対象となります。

●上記被保険者本人の配偶者、本人またはその配偶者と同居の親族（本人または配偶者の６親等内の血族および３親等内の姻族）・別居の未婚の子。（同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生のときにおけるものをいいます。）

（＊）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

（3） ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

（4） **病気保険について**

●ご継続加入の方は原因発生日（発病日）が 2020年４月21日午後４時以前、あるいは入院開始日が 2020年４月21日午後４時以前のお支払いについては、旧ご加入条件でのお支払いとなることがあります。

●原因発生日（発病日）時点でのご加入のない場合は、お支払いの対象とならないことがあります。

●「病気保険」では、疾病・症状一覧表（Ｐ 51 ～Ｐ 52）のＡ欄に該当する方の新規加入はお引受できません。また、Ｂ欄に該当する方の新規加入につきましては、その疾病と同一疾病群の疾病および医学上因果関係のある疾病はお支払いの対象にはなりません。

●特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている方で、継続時に「健康状況告知書質問事項」に該当しない方は、再度「健康状況告知書質問事項」にご回答いただくことにより、該当の「特定の疾病群について保険金が支払われない条件」を削除して継続加入いただけます。（詳細は、Ｐ 49、Ｐ 50「健康状況告知書質問事項」をご確認ください。）

（5） **自動継続の取扱いについて**

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたプラン・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）

（6） **保険料・保険金額について**

前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割増引率が適用されます。

（7） **事故発生時の注意事項**

＜保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡＞

●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から 30 日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

＜保険金支払いの履行期＞

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(＊1)をご提出いただいてからその日を含めて 30 日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(＊2)を終えて保険金をお支払いします。(＊3)

（＊１）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

（＊２）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（＊３）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

●保険金請求権については時効（３年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。

●損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

＜保険金のご請求時にご提出いただく書類＞

●被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- 引受保険会社所定の保険金請求書
- 引受保険会社所定の同意書
- 事故原因・損害状況に関する資料
- 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）　等）
- 引受保険会社所定の診断書
- 診療状況申告書
- 公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- 死亡診断書
- 他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

＜代理請求人について＞

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の３親等内の親族」

（＊）法律上の配偶者に限ります。

●賠償保険、携行品保険、ゴルファー保険等のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険、ゴルファー保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

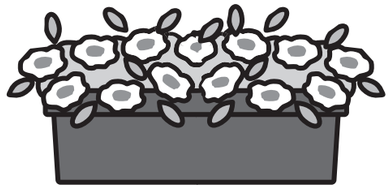

●法律上の賠償責任について
法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。
<示談交渉サービス>
日本国内において発生した、日常生活賠償特約、ゴルファー賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。
<示談交渉を行うことができない主な場合>
○１回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約、ゴルファー賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合
○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

(8) ●この保険の保険期間は１年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
●保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

(9) ●柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

(10) ●客さまのご加入内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびＭＳ＆ＡＤインシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品･サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。
①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。
ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。
○契約等の情報交換について
引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。
○再保険について
引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。
引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（https://www.ms-ins.com）をご覧ください。
引受保険会社は次年度のこの保険引受の審査のため、この保険の契約における保険金請求情報を富士フイルムホールディングス株式会社に提供することがあります。

(11) 経営破綻した場合等の保険契約者の保護について

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>
- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

ケガ保険・賠償保険・携行品保険・ゴルファー保険（6F）

保険金、解約返れい金等は 80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から３か月までに発生した事故による保険金は 100%補償されます。

ゴルファー保険（6E・6D・6A・6B）

- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が 20 人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人､マンション管理組合（以下､「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、下記補償の対象となります。）。
- 保険金、解約返れい金等は 80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から３か月までに発生した事故による保険金は 100%補償されます。

病気保険

【病気の補償】
保険金、解約返れい金等は 90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は 100%補償されます。
【上記以外の保険金】
保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

税法上の取扱い（2019 年 11 月現在）

＊「税法上の取扱い」は今後の税制改正によっては変更となる場合がありますのでご注意ください。

病気保険

●払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高 40,000 円まで、住民税について最高 28,000 円までが毎年の課税対象額から控除されます。
（注１）傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。
（注２）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

ご加入にあたっての留意点（必ずお読みください。）

【団体損害保険】
三井住友海上火災

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。
お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。
「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
保険金額（ご契約金額）
保険期間（保険のご契約期間）
保険料・保険料払込方法

2 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。
以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。
内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。
記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

①皆さまがご確認ください。
- 加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
  「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
  ＊ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。
  または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- 加入申込票の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただいていますか？
  または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
  ＊ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

②以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。
◆**「複数の方を保険の対象にするプランをお申込みの場合のみ」ご確認ください。**
被保険者（補償の対象となる方）の範囲はご希望通りとなっていますか？
◆**「健康状況告知をしていただく契約のプランをお申込みの場合のみ」ご確認ください。**
被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。
- この保険制度に新規加入される場合
- 既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更　など）
- 既にご加入されているがご継続されない場合

団体総合生活補償保険（ＭＳ＆ＡＤ型）
健康状況告知書ご記入のご案内（必ずお読みください）

以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重(＊)することなく継続いただく場合には、あらためて健康状況を告知いただく必要はありません。
（＊）保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病にかかわる補償を拡大することをいいます。

1．健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。
（注）告知時における年令が満 15 才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。（病気保険）
（インターネットでお手続きされる場合は、お申込人が被保険者のご回答を代理して告知ください。）

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約 親介護	• 基本補償部分の被保険者（子）が特約被保険者（親）を代理して回答（記入・署名）ください。告知にあたっては、特約被保険者（親）について、ご存知の内容に基づき回答されるのではなく、この書面および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者（親）にご説明のうえ、質問事項に対する回答をそのまま記入ください。 • 特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄に記入ください。

2．正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3．書面によるご回答のお願い

- 代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- 代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いします。

4．「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次の取扱いとさせていただきます。

特約の名称	取　扱　い
疾病補償特約	次のいずれかとなります。 ①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。この場合でも、特定の疾病・症状群に該当しないものは、「6．保険期間の開始前の発病等の取扱い」が適用されます。 ②ご加入はお引受できません。
疾病入院時一時金補償特約	
疾病退院時一時金補償特約	
疾病長期入院時保険金補償（90日ごと用）特約	
先進医療費用保険金補償特約	
葬祭費用補償特約	
親介護一時金支払特約 親介護	ご加入はお引受できません。

5．現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。
現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかったり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなることがあります。

ご加入にあたっての留意点（必ずお読みください。）

【団体損害保険】
三井住友海上火災

6．保険期間の開始前の発病等の取扱い

特約の名称	取　扱　い
疾病補償特約 疾病入院時一時金補償特約 疾病退院時一時金補償特約 疾病長期入院時保険金補償（90日ごと用）特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(＊1)より前に発病した病気(＊2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(＊3)からご加入の継続する期間を遡及して１年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(＊1)より前に被ったケガまたは発病した病気(＊2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して１年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
葬祭費用補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(＊1)より前に被ったケガまたは発病した病気(＊2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して１年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親介護一時金支払特約 親介護	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(＊1)より前に要介護状態の原因となった事由が生じていた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して１年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

（＊１）同一の保険金を補償するプランを継続加入される場合は、継続加入してきた最初のその保険金を補償するプランのご加入時をいいます。
（＊２）その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。
（＊３）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

7．その他ご留意いただく点

- ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- 「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続をご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

特約の名称	取　扱　い
疾病補償特約 葬祭費用補償特約 先進医療費用保険金補償特約 疾病入院時一時金補償特約 疾病退院時一時金補償特約 疾病長期入院時保険金補償（90日ごと用）特約	継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。 【ご注意】 ◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかったり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。 ◎特約によっては、新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病等時点の保険契約の条件で算出した金額となることがあります。 ◎保険期間の中途で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
親介護一時金支払特約 親介護	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入することはできませんので、説明すべき事項はありません。

病気保険　健康状況告知書質問事項

●「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧のうえ、質問事項にご回答ください。
●「団体総合生活補償保険（MS&AD 型）」にお申し込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。
●下記の質問事項には、被保険者（補償の対象者）ご自身がお答えください。(＊)
（＊）告知時における被保険者の年令が満 15 才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がお答えください。
●**下表に記載がある傷害や疾病については下記質問①および質問②に関する告知は不要です。**

＜告知対象外となる傷害・疾病一覧＞

現在治療中でも告知いただく必要のないもの	●アレルギー性鼻炎※、花粉症※　●アトピー性皮膚炎※ ※入院中・入院歴あり・入院予定のものは、告知いただく必要があります。 ●ケガ※ ※ただし、P51 ～ 52 の「疾病・症状一覧表」の疾病コードJ0、J1、J2 またはK0 に該当するものは、告知いただく必要があります。 ●妊娠・分娩に伴う異常、帝王切開（質問③には告知いただく必要があります。）
現在医師から次回通院、入院、手術、再検査等を指示されていなければ告知いただく必要のないもの	●かぜ※、感冒※、インフルエンザ※　※入院、手術のないものに限ります。 ●P51 ～ 52 の「疾病・症状一覧表」の疾病コードJ0、J1、J2 またはK0 に該当するケガ ●食中毒　●歯の疾患　●結膜炎　●正常分娩（病気保険のみ）

質問①	過去３か月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。 （上記別表＜告知対象外となる傷害・疾病一覧＞記載の傷害や疾病等を除きます。）
質問②	次のいずれかに該当しますか。 ①過去３年以内に、病気またはケガにより、医師による手術、または初診から終診(注1)までの期間が 14 日以上となる医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。 （上記別表＜告知対象外となる傷害・疾病一覧＞記載の傷害や疾病等を除きます。） ②これまでに、医師に悪性新生物（がん）(注2)と診断されたことがある。 （注１）終診とは、医師から次回通院、入院、手術、再検査や投薬等の指示をされなくなったことをいいます。（治療の必要はないが、定期的に経過観察（診察・検査）の必要があると医師から指示を受けている状態は、終診には該当しません。 （注２）上皮内新生物を含みます。
質問③	満 16 才以上の女性のみお答えください。 現在、妊娠していますか。

はい →

質問①または質問②のいずれか１つでも「はい」がある方

P51 ～ 52 の「疾病・症状一覧表」の中で、該当する疾病・症状をご選択ください。（P52 注あ）
＜選択された疾病・症状がＡ欄の疾病・症状に該当する場合＞
お引受できません。
＜選択された疾病・症状がＢ欄の疾病・症状に該当する場合＞
特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でお引受します。
●加入申込票の「該当疾病」欄の〝Ｂ欄〟に○印のうえ、該当する疾病コードを「特定疾病対象外欄」にご記入ください。（具体的な疾病･症状名の記載は不要です。）
●次の疾病・症状について保険金をお支払いしない条件でお引受します。
①このコードに属するＡ・Ｂ欄すべての疾病・症状（P52 注い）
②上記①と医学上因果関係がある疾病・症状（P52 注う）

はい →

質問③に対する回答が「はい」の場合

「疾病・症状一覧表」の妊娠・出産にかかる疾患のうち、告知日時点における妊娠によるもの、およびこれと医学上因果関係がある疾病・症状（P52 注う）については保険金をお支払いしない条件でお引受します。
●「特定疾病対象外欄」に〝Ｑ２〟をご記入ください。

↓ いいえ

質問①から質問③に対する回答に１つも「はい」が無い場合、お引受します。

親介護一時金支払特約　健康状況告知書質問事項

●「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧のうえ、質問事項にご回答ください。
●「親介護一時金支払特約」をセットするプランにお申し込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。
●下記の質問事項には、介護を受ける方(＊1)（特約被保険者）に現時点の健康状況をご確認のうえご回答ください。(＊2)また、ご確認方法を選択してください。
（＊１）基本部分の被保険者の親御様（姻族を含みます。）をいいます。
（＊２）「親介護一時金支払特約」にご加入の場合は、基本部分の被保険者ご本人が介護を受ける方(＊1)を代理して、ご回答いただきます。なお、告知時における基本部分の被保険者の年令が満 15 才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。
●下記の質問①～④のうち、いずれか１つでも「はい」がある場合には、ご加入をお引受できません。

質問①	次のいずれかの項目に該当していますか。 ①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。 ②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。
質問②	医師により「認知症」または「次のいずれかの病気」と診断されたことがありますか。 （現在終診していたとしても、過去に一度でも診断されたことがある場合は告知の対象となります。） 統合失調症・気分障害（躁病、うつ病、躁うつ病、反応性抑うつ　等）、神経症、自律神経失調症、拒食症、不眠症、適応障害
質問③	現在、入院中または療養のため就床中ですか。
質問④	P51 ～ 52 の「疾病・症状一覧表」記載の病気や症状と診断されたことがありますか。 （現在終診していたとしても、過去に一度でも診断されたことがある場合は告知の対象となります。）
確認方法	特約被保険者となる方（親御様）へのご確認方法を以下からご選択ください。 （複数に該当する場合は、最も番号の若い（小さい）確認方法に○印をしてください。） （選択肢）　①対面　②電話　③ FAX・郵送　④電子メール等、②③以外の通信手段

疾病・症状一覧表（病気保険）

加入申込票の「特定疾病対象外欄」に記入いただく疾病コードに属する疾病・症状は下表のとおりです。

分　類	疾病コード	A　欄	B　欄
循環器系等の疾患	A0	心臓弁膜症※、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群 ※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。	不整脈（心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。）、心臓喘息、冠状動脈硬化症、心筋症、心内膜炎（細菌性以外）、心房中隔欠損症
	A1	脳腫瘍、脳卒中（脳出血、脳梗塞（脳軟化）を含みます。）、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓	もやもや病、一過性脳虚血発作（ＴＩＡ）、脳動静脈奇形（脳動静脈瘻）、頸動脈狭窄症
	A2		高血圧症、動脈硬化、動脈瘤（動脈解離を含みます。）、静脈瘤
	A3		リウマチ性心疾患、リウマチ（関節・筋肉）
	A4		低血圧症
消化器系の疾患	B0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん	急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス（腸閉塞）、急性胃粘膜病変、憩室炎（憩室症）、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ（良性）、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B1	肝臓がん、肝硬変	黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝 ※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B1とG2に重複して該当します。
	B2	胆道がん	胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢腺筋症、胆嚢ポリープ（良性）、胆管炎
	B3	膵臓がん	急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、膵のう胞
	B4		痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
	B5		歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患
呼吸器系の疾患	C0	肺がん	肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎（肋膜炎）、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症（肺膿瘍を含みます。）、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
	C1	喉頭がん、気管支喘息※、喘息性気管支炎 ※小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。	気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息
	C2		アレルギー性鼻炎、慢性副鼻くう炎（蓄膿症を含みます。）、鼻中隔弯曲症
泌尿器・生殖器系の疾患	D0	腎盂腎炎（腎盂炎）、ネフローゼ（症候群）	腎炎（慢性腎臓炎、ＩｇＡ腎症を含みます。）、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄
	D1	前立腺がん	前立腺肥大、前立腺炎
	D2	子宮がん、乳がん、卵巣がん	乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ（良性）、子宮頸管ポリープ（良性）、チョコレート嚢胞、子宮腺筋症、子宮内膜症
	D3		尿路結石（腎臓結石、尿管結石、膀胱結石）
内分泌系の疾患	E0	糖尿病・高血糖症	
	E1		痛風
	E2		甲状腺機能亢進症（バセドウ病を含みます。）、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍（良性）
血液・造血器系の疾患	F0	白血病、悪性リンパ腫	貧血、紫斑病

疾病・症状一覧表（親介護一時金支払特約・親の介護による休業補償特約）

分　類	疾病・症状
脳血管系の病気等	●脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞（脳血栓、脳塞栓、脳軟化）等） ●脳虚血発作（一過性脳虚血発作（TIA）、可逆性虚血性神経障害（RIND）等） ●脳動脈瘤　●脳動静脈奇形　●眼底出血*（網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症 等）＊外傷性を除きます。
心臓系の病気等	●虚血性心疾患（狭心症、心筋梗塞 等） ●不整脈*（心室細動、心房細動、心室頻拍、期外収縮 等）＊治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます。 ●心臓弁膜症（僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症 等） ●心内膜炎　●冠不全　●心肥大（心室肥大 等）　●心不全　●心筋症　●大動脈瘤
呼吸器系の病気等	●肺塞栓症（肺梗塞 等）　●慢性閉塞性肺疾患（COPD）　●肺気腫 ●肺線維症　●気管支喘息*　＊終診した小児喘息を除きます。 ●塵肺（珪肺症、アスベスト肺症 等）
腎臓系の病気等	●慢性腎炎（増殖性腎炎、膜性腎症、IgA腎症 等）　●腎不全　●ネフローゼ症候群 ●人工透析治療を要するその他の腎臓疾患
肝臓系の病気等	●肝硬変　●肝不全　●慢性肝炎　●B型肝炎*　●C型肝炎*　＊ウイルスキャリア（感染者）を含みます。

職種コード一覧

職種コード	職業名・職務名	職業名・職務名（カナ）	職種級別
01	技術者（技師、監督を含みます。）	ギジュツシャ	A
02	教員	キョウイン	A
03	保健医療従事者	ホケンイリョウジュウジシャ	A
04	芸術家、芸能家	ゲイジュツカ・ゲイノウカ	A
05	職業スポーツ家	ショクギョウスポーツカ	（注1）
06	その他の専門的職業従事者	センモンショクギョウジュウジシャ	（注1）
11	事務従事者	ジムジュウジシャ	A
21	販売従事者	ハンバイジュウジシャ	A
31	農林業作業者	ノウリンギョウサギョウシャ	B
36	漁業作業者	ギョギョウサギョウシャ	B
41	採鉱・採石作業者	サイコウ・サイセキサギョウシャ	B
51	自動車運転者（助手を含みます。）	ジドウシャウンテンシャ	B
52	船舶関係従事者（漁労船以外の船舶乗船者）（モーターボート競争選手を除きます。）	センパクカンケイジュウジシャ	A
53	航空機関係従事者（航空機搭乗者）	コウクウキカンケイジュウジシャ	A
54	その他の運輸従事者（注2）	ソノタノウンユジュウジシャ	A
55	通信従事者（船舶・漁労船乗船者、航空機搭乗者を除きます。）（注3）	ツウシンジュウジシャ	A
61	金属製造加工作業者	キンゾクセイゾウカコウサギョウシャ	A
62	電気機械器具組立・修理作業者	デンキキカイキグサギョウシャ	A
63	輸送機械組立・修理作業者	ユソウキカイサギョウシャ	A
64	計器・光学機械器具組立・修理作業者	ケイキ・コウガクキグサギョウシャ	A
65	その他の機械組立・修理作業者	ソノタノキカイサギョウシャ	A

注あ　疾病・症状名が判明しない場合は、疾病・症状名が判明するまではお引受を見合わせさせていただきます。
注い　（例）不整脈による受診歴のため疾病コードA0を特定疾病対象外欄に記入して加入された方が、心筋梗塞になった場合、保険金をお支払いしません。
注う　（例）疾病コードA2を特定疾病対象外欄に記入して加入された方が、心筋梗塞（疾病コードA0）になり、この心筋梗塞と疾病コードA2に属する病気（高血圧症など）との間に医学上因果関係がある場合、保険金をお支払いしません。

〈ご注意〉特定疾病対象外欄への対象外となる疾病・症状等の記載の有無にかかわらず、普通保険約款およびセットされる特約により保険金をお支払いできない場合があります。
詳細は募集パンフレットをご確認ください。

分　類	疾病コード	A　欄	B　欄
感染・寄生虫症	G0	結核（腎結核を除きます。）	
	G1		腎結核
	G2		伝染性肝炎、ウィルス性肝炎※ ※Ａ型・Ｂ型・Ｃ型肝炎は、G2とB1に重複して該当します。
	G3		細菌性心内膜炎
	G4		淋病、梅毒、その他の性病
神経・感覚器系の疾患	H0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症	髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
	H1	筋ジストロフィー症	神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
	H2		白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
	H3		中耳炎（慢性中耳炎を含みます。）、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症
筋・骨格系の疾患	J0	脊椎カリエス	脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靱帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症（ギックリ腰）
	J1	膠原病※ ※ベーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎（結節性多発動脈炎）、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎（チャーグ・ストラウス症候群）、側頭動脈炎をいいます。	骨髄炎（急性化膿性骨髄炎を含みます。）、半月板損傷、ばね指（手指屈筋腱腱鞘炎）、特発性大腿骨頭壊死
	J2		骨関節炎、関節内障、変形性関節症
外傷後遺症	K0		頭部外傷後遺症、脳挫傷
皮膚の疾患	L0		アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、帯状疱疹、粉瘤（アテローム）
新生物	M0	悪性新生物（がん）※ ※上皮内新生物を含みます。	
職業病	N0		職業病
精神障害	P0	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害※1、ストレス関連障害※2、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害 ※1不安障害を含みます。 ※2パニック障害、適応障害を含みます。	
妊娠・出産にかかる疾患（病気保険のみ）	Q1（注）		妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病
	Q2（注）		上記〈Q1〉の疾病・症状のうち、告知日時点における妊娠によるもの

（注）「Q1」は質問1または質問2①に該当する場合に、「Q2」は質問3に該当する場合に、それぞれご記入ください。

【上記の疾病・症状一覧表に該当する疾病・症状がない場合】
加入申込票の「特定疾病対象外欄」の“疾病コード・疾病名称”に疾病コード「R0」および「具体的な疾病・症状名（カタカナ）」をご記入ください。
ご記入された疾病・症状およびご記入された疾病・症状と医学上因果関係がある疾病・症状について保険金をお支払いしない条件でお引受します。
なお、上記の疾病・症状一覧表に該当する疾病・症状がある場合は、必ず、上記の疾病・症状一覧表の該当する疾病・症状をご選択ください。
（例）「肺炎」の場合、具体的な疾病・症状名は記入せず、「肺炎」が区分される疾病コード「C0」を選択し、記入します。

※親の介護による休業補償特約はセットされていません。

分　類	疾病・症状
筋・骨格系の病気等	●筋ジストロフィー症　●骨髄炎　●骨粗しょう症
悪性新生物	●悪性新生物（がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫）*　＊上皮内新生物は含みません。
その他	●糖尿病（インシュリンの投与を受けている場合に限ります。） ●頭部外傷（後遺障害があると診断された場合に限ります。） ●膠原病（関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます。） ●アルツハイマー病　●レビー小体病　●ピック病　●アルコール依存症　●薬物依存症 ●早老症（ウェルナー症候群 等）　●閉塞性動脈硬化症（ASO）　●正常圧水頭症　●シェーグレン症候群 ●成人スティル病　●アレルギー性肉芽腫血管炎　●側頭動脈炎　●抗リン脂質抗体症候群　●好酸球性筋膜炎 ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病（告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ（http://www.nanbyou.or.jp）等でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください。）

職種コード	職業名・職務名	職業名・職務名（カナ）	職種級別
66	製糸・紡織作業者	セイシ・ボウショクサギョウシャ	A
67	裁断・縫製作業者	サイダン・ホウセイサギョウシャ	A
68	木・竹・草・つる製品製造作業者	キ・タケ・クサ・ツルサギョウシャ	B
69	パルプ・紙・紙製品製造作業者	パルプ・カミサギョウシャ	A
70	印刷・製本作業者	インサツ・セイホンサギョウシャ	A
71	ゴム・プラスチック製品製造作業者	ゴム・プラスチックサギョウシャ	A
72	革・革製品製造作業者	カワ・カワセイヒンサギョウシャ	A
73	窯業・土石製品製造作業者	ヨウギョウ・ドセキサギョウシャ	A
74	飲食料品製造作業者	インショクリョウヒンサギョウシャ	A
75	化学製品製造作業者	カガクセイヒンセイゾウサギョウシャ	A
76	建設作業者	ケンセツサギョウシャ	B
77	定置機関・機械および建設機械運転作業者	テイチ・ケンセツキカイウンテンサギョウ	A
78	電気作業者	デンキサギョウシャ	A
79	その他の技能工・生産工程作業者	ギノウコウセイサンコウテイサギョウ	A
81	保安職業従事者	ホアンショクギョウジュウジシャ	A
86	サービス職業従事者	サービスショクギョウジュウジシャ	A
91	有識者以外（主婦・学生等）	ユウショクシャイガイ	A

（注1）職種級別は、代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。
（注2）自動車（二輪自動車（オートバイ）を除きます。）を用いて配達・宅配作業に従事する場合は、職種コード51に該当します。
（注3）自動車（二輪自動車（オートバイ）を除きます。）を用いて郵便物・電報の集配作業に従事する場合は、職種コード51に該当します。

◎引受保険会社一覧

（2020年1月1日現在。引受保険会社は会社の指定により変わることがあります。）

【損害保険】

●ケガ保険　●病気保険　●賠償保険　●携行品保険
●ゴルファー保険　●自動車保険　●火災保険

三井住友海上火災保険株式会社
総合営業第四部 第四課
〒101－8011　東京都千代田区神田駿河台３－ 11 －1
TEL 03－3259－3155

●自動車保険

東京海上日動火災保険株式会社
化学産業営業部　営業第二室
〒100－8050　東京都千代田区丸の内１－２－１
TEL 03－3285－0216

●ペット保険

アニコム損害保険株式会社
〒160 －8352　東京都新宿区西新宿８－ 17 －1
住友不動産新宿グランドタワー 39 階
TEL 03－6369－8541